

第 III 編

基本計画

自然・人・産業の和で築く
安心のまち

政策大綱 1
保健・医療・福祉
.....
地域ぐるみでつくる
健康・福祉・子育てのまち

- 1-1 ころとからだの健康づくりの推進
- 1-2 地域完結型保健医療体制の充実
- 1-3 子育て環境の充実
- 1-4 障がい者福祉の充実
- 1-5 高齢者福祉・介護の充実
- 1-6 地域で支えあう福祉の充実

政策大綱 2
教育・文化
.....
学ぶ喜び・文化をはぐくむ
喜びのあるまち

- 2-1 学校教育の充実
- 2-2 生涯学習の充実
- 2-3 地域文化の振興
- 2-4 生涯スポーツの推進
- 2-5 地域・家庭教育の充実
- 2-6 子ども・若者やその家族への支援の充実
- 2-7 地域に根ざした野外・環境教育の推進

政策大綱 3
環境共生
.....
豊かな自然を守り、そして共に生き、
100年後に引き継いでいくまち

- 3-1 自然環境の保全
- 3-2 循環型社会の推進
- 3-3 省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換
- 3-4 生活環境の向上

政策大綱 4
都市基盤
.....
住みたい、住み続けたいまち

- 4-1 計画的な土地利用の推進
- 4-2 ひとにやさしいまちづくり
- 4-3 住環境の整備
- 4-4 上下水道の整備

政策大綱 5
産業振興
.....
豊かな自然を活かし、自然や
人にやさしく力強い産業のまち

- 5-1 農業の振興
- 5-2 林業の振興
- 5-3 観光の振興
- 5-4 商工業の振興
- 5-5 雇用の促進

政策大綱 6
行財政改革・市民参画
.....
世界にひらく
市民が誇りをもてるまち

- 6-1 行財政運営の効率化
- 6-2 協働のまちづくり
- 6-3 災害に強い安全と安心のまちづくり
- 6-4 情報化の推進
- 6-5 交流の推進と国際化
- 6-6 共感と共生のまちづくり
- 6-7 総合的な人口減少対策の推進

施 策

1-1	◆市民参加による健康づくりの環境整備 ◆地域社会が連携したこころの健康づくり	◆妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援	◆生活習慣病の発症予防、重症化予防
1-2	◆地域医療体制の充実	◆持続可能な市立病院の運営	◆予防医療・在宅医療の推進
1-3	◆地域で支える子育て支援の充実 ◆子育てで家庭への支援の充実	◆保育サービスの充実	◆放課後児童の健全育成の推進
1-4	◆相互理解と共に支えあう社会の推進	◆自立支援と社会参加の促進	◆障がいの早期発見・早期対応の推進
1-5	◆介護予防の充実 ◆共に支えあう環境づくり	◆安心して利用できる介護サービスの充実	◆高齢者の社会参加と自立支援
1-6	◆市民主体の地域活動への支援	◆社会福祉団体との連携強化	◆生活困窮者への支援
2-1	◆学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進 ◆学校教育施設の整備	◆幼児教育と小学校の接続カリキュラムの円滑な推進 ◆小・中学校の連携強化	◆いじめや不登校対策の推進 ◆高等教育との連携・交流支援 ◆総合教育会議の充実
2-2	◆生涯学習機会の充実	◆生涯学習施設の整備	
2-3	◆地域文化の振興	◆地域文化・伝統の継承と推進	◆文化財の保護と活用
2-4	◆体育施設利用利便性向上による生涯スポーツの推進	◆総合型地域スポーツクラブの充実	
2-5	◆家庭の教育力向上の推進	◆青少年の健全育成の推進	◆家庭が地域とつながる取組の推進
2-6	◆不登校の子どもへの支援の充実	◆ニート、ひきこもり、不登校等の若者への支援の充実	◆困難を有する子ども・若者の家族への支援の充実
2-7	◆野外・環境教育の推進	◆連携活動の支援・推進	
3-1	◆自然環境の保全		
3-2	◆循環型社会のための体制の確立	◆ごみ減量化とリサイクルの推進	◆効率的なごみ処理体制の推進
3-3	◆省エネルギーの推進	◆新エネルギーの活用	◆バイオマスタウン構想の推進
3-4	◆安全な生活環境の向上	◆地盤沈下対策の継続・強化	
4-1	◆都市計画の推進 ◆まちなみ景観の形成	◆国土調査事業の推進	◆都市公園の活用と充実
4-2	◆公共交通体系の確保・維持 ◆道路施設の計画的な修繕	◆円滑な道路網の整備 ◆交通安全対策の推進	◆災害や雪に強い道づくり
4-3	◆住みやすい住環境の提供	◆雪への対処機能強化	◆空き家バンクの整備
4-4	◆安定した持続可能な水道事業の推進	◆豊かな水環境をはくむ汚水処理の推進	
5-1	◆農地集積化の推進 ◆農業の担い手育成支援	◆特産品の販売促進と6次産業化の支援 ◆環境保全型農業の推進	◆畜産業と水産業の支援 ◆食の安全の推進 ◆農業基盤の整備 ◆鳥獣被害防止対策の推進
5-2	◆森林資源の活用と林業基盤の整備	◆林地の保全と機能誘導	◆治山事業の推進
5-3	◆地域資源を活かした四季観光の推進 ◆ニュー・ツーリズムの推進	◆国際観光の推進 ◆食によるまちおこしの推進	◆道の駅「南魚沼」の有効活用
5-4	◆中心市街地の活性化	◆産業の育成支援	◆地域ラウンドテーブルによる産業支援
5-5	◆職業能力の向上と雇用の場の確保	◆若い世代のU・Iターン就職希望者支援	◆若者・女性への就職支援
6-1	◆効率的・効果的な行財政運営 ◆民間活力との協働	◆行政評価の活用	◆職員の資質向上
6-2	◆市民と行政の協働によるまちづくりのための体制確保 ◆市民による幅広いボランティア活動の推進		◆市民が自ら考え実践する地域づくり活動の充実
6-3	◆防災体制の強化 ◆砂防施設整備の促進	◆防犯、消防・救急体制の強化 ◆水害防止施設整備の促進	◆避難所等の整備推進
6-4	◆高速インターネット網の活用 ◆多様化する情報発信ツールの有効利用	◆行政システムの高度化と市民サービスの向上	◆「探しやすい」「利用しやすい」ウェブサイトの充実
6-5	◆地域間交流の支援 ◆国際化の推進	◆広域連携の推進 ◆次代を担う子ども達の国際理解教育の推進	◆都市間連携の推進
6-6	◆人権尊重のまちづくりの推進	◆男女共同のまちづくりの推進	
6-7	◆若い世代の交流機会の拡大	◆若い世代の移住・定住の促進	◆シニア世代の移住の促進

第 1 章

保健・医療・福祉

地域ぐるみでつくる

健康・福祉・子育てのまち

1-1 ころとからだの健康づくりの推進

1-2 地域完結型保健医療体制の充実

1-3 子育て環境の充実

1-4 障がい者福祉の充実

1-5 高齢者福祉・介護の充実

1-6 地域で支えあう福祉の充実

現状と課題

健康推進員等地区組織の育成による市民の健康意識の高まりに加え、受診環境の改善や受診勧奨により、特定健診*1受診率及び特定保健指導*2実施率は県内でも上位となっています。しかし、生活習慣の悪化による血管性疾患が増加しており、筋・骨格系のロコモティブシンドローム*3や認知症を含む疾病の予防と合わせた対策が必要です。また、健康寿命延伸の大切な要素である歯の健康づくりをライフステージに合わせてさらに進める必要があります。

母子保健では、不妊・不育症治療費の助成、2か月児全戸訪問、各種健診・教室による育児支援を実施していますが、少子化の進行、ライフスタイルの変化等により育児環境は多様化しており、それらに柔軟に対応した妊娠から出産、育児までの切れ目のない支援が必要です。

さらに、本市を含む魚沼圏域は、県内でも自殺率が高いことから、関係機関の連携による広域的な予防対策が必要です。

施策の基本方針

- 健康推進員等の地区組織や地域づくり協議会との協働による健康づくりの環境整備を推進し、市民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組み、心身ともに健やかでいきいきと暮らせるよう努めます。
- 妊娠・出産、子育てまでの切れ目のないきめ細やかな支援の充実を図り、安心して妊娠・出産、子育てができる環境を整えます。
- 健診内容の充実と、受診しやすい環境の整備を図り、生活習慣病の発症と重症化の予防、疾病の早期発見に努めるとともに、受診データの分析による効果的な保健指導等を実施します。
- 精神疾患への正しい理解や相談窓口の周知を行うとともに、医療機関や関係機関と連携した相談窓口の充実を図り、こころの健康づくりを推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
特定健診（国保ドック・集団健診）受診率の向上	49.8%	60.0%	60.0%	国保データで把握
特定健診肥満者（BMI25以上）割合の減少	男性 24.2% 女性 20.1%	男性 20% 女性 19%	男性 20% 女性 19%	国保データで把握
自殺者数の減少（過去10年間の平均人数）	22人	20人以下	18人以下	保健所「死亡小票」調査にて把握

施策の概要

◆市民参加による健康づくりの環境整備

健康推進員、食生活改善推進員、筋力づくりサポーター等の地区組織や地域づくり協議会との連携・協働により、市民自らが取り組む健康づくりの環境整備を推進します。

◆妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援

関係機関との連携による妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援と、望まない妊娠の予防により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

◆生活習慣病の発症予防、重症化予防

健診データ等の分析・活用と医療との連携により、効果的な保健指導と適切な受診勧奨を行い、生活習慣病の発症と重症化の予防に努めます。

◆地域社会が連携したところの健康づくり

専門医や関係機関と連携して精神疾患に対する理解と対応を地域に周知するとともに、専門相談会の継続や関係職員の相談対応能力の向上を図ります。

施策の体系

施策	主要な事業
市民参加による健康づくりの環境整備	▶ 健康に対する意識づくりの推進
妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援	▶ 母子保健事業の充実
生活習慣病の発症予防、重症化予防	▶ 健診内容の充実、効果的な保健指導等の推進 ▶ 健診受診の促進と適切な健康情報の提供 ▶ 歯科保健事業の推進
地域社会が連携したところの健康づくり	▶ 自殺予防対策の推進

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P114に掲載

- *1 特定健診：40～74歳が加入の医療保険において実施される、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。
 *2 特定保健指導：特定健診の結果、メタボリックシンドロームの危険性の高い人に対して行う、一人ひとりの状態にあった生活習慣の改善に向けた指導。
 *3 ロコモティブシンドローム：運動器の障がいにより移動機能が低下し、要介護になる危険性が高い状態のこと。

現状と課題

三次救急・高度医療を担う魚沼基幹病院と初期救急から二次救急・回復期・慢性期の医療を担う南魚沼市民病院の開院を期に、地域内の医療機関が連携し、機能的・総合的に地域の医療を支える地域完結型医療の体制が整いました。

魚沼地域は、人口当たりの医療従事者数が少ないことが課題であり、限られた医療資源を効率的に運用するためには、地域完結型医療体制の活用が必要です。そのために、市民が地域内に「かかりつけ医」を持つことを促すとともに、「地域医療連携パス」*1や「紹介・逆紹介」による医療連携を推進することが重要です。また、効率的な医療連携の推進には、「魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米^{まい}ねっと）」*2を活用した診療情報の共有化が必要であり、多くの市民や医療機関の加入促進が課題となっています。

施策の基本方針

- 「地域医療連携パス」や「紹介・逆紹介」による医療連携を推進し、魚沼基幹病院を中心とした地域完結型医療体制の充実を図ります。
- 「魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米^{まい}ねっと）」加入者の増加を図り、地域内での効率的な医療連携を進めます。
- 妊産婦・乳幼児の健診から精密検査、治療まで小児医療連携体制の充実を図り、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進します。
- 市立病院（南魚沼市民病院・ゆきぐに大和病院）の機能と特性を活かした役割分担により、在宅医療連携体制の充実を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
魚沼地域医療連携ネットワーク加入者数の増加	4,946 人	13,000 人	20,000 人	「魚沼地域医療連携ネットワーク加入者数」にて把握

施策の概要

◆地域医療体制の充実

魚沼基幹病院と周辺医療機関の連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

◆持続可能な市立病院の運営

安全・安心な医療を継続して提供するため、市立病院の経営安定化に努めます。

◆予防医療・在宅医療の推進

医療連携に加え、母子保健事業や介護事業とも連携し、予防医療と在宅医療を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業
地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 魚沼基幹病院と周辺医療機関の連携強化 ▶ 魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米<small>まい</small>ねっと）の充実
持続可能な市立病院の運営	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市立病院等の経営安定化
予防医療・在宅医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保健との連携強化による予防医療の充実 ▶ 介護との連携強化による在宅医療の推進

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P115に掲載



■南魚沼市市民病院（外観）



■「うおぬま・米まいねっと」イメージ

*1 地域医療連携パス：急性期治療から維持期や社会復帰までの治療計画を地域の各医療機関で共有し連携すること。現在は、介護や保健サービスを含めた連携の取組が進められています。

*2 魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米まいねっと）：効率的に安全・安心な医療を提供するため、魚沼医療圏内にある病院、診療所、薬局等が診療情報を共有するネットワーク。

1-3 子育て環境の充実

現状と課題

家族構成の変化や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育てへの不安や孤立感を抱える人が多くなっています。このような状況に対応するため、子ども同士のふれあいや子育ての相談の場としての子育て支援の拠点整備を推進し、子どもを育てやすい環境づくりに努めています。近年は冬期間や雨天時に活用できる全天候型施設の整備が求められています。

平成 27 年 3 月末現在、南魚沼市には、市立、私立を合わせ 26 か所の保育園と認定こども園が整備され、乳児保育や休日保育、延長保育などの特別保育の充実が図られています。また、各地区に病後児保育室を設け、大和地域には病児保育室を整備しました。働きながら安心して子育てができる特別保育の充実を今後さらに進めていく必要があります。

放課後児童クラブを市内 12 地区すべてに設置していますが、利用児童数が急増し、一部の施設では適正な定員や広さの規準への対応が必要となっています。放課後の児童の安全・安心な居場所を確保するために、放課後子ども教室*1 と合わせて整備・改修を進める必要があります。

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、今後も引き続き子どもの医療費助成に取り組む必要があります。

発達支援事業「遊びの教室」開催などによる要支援児や保護者への支援を実施していますが、今後は虐待や DV の防止及び被害者支援対策をさらに充実させ、複雑化する問題について、関係機関との連携体制を強化する必要があります。

施策の基本方針

- 「生まれてくれてありがとう 育ててくれてありがとうのまちづくり」をテーマとした「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、家庭と地域における子育ての重要性を踏まえ、子ども達の成長段階に応じた教育・保育の環境を整備し、子育て世代が安心して暮らし続けることができる環境づくりや、地域社会全体で子育てを支えあうネットワークの構築を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
認可保育所に占める公立保育園の割合	85%	70%	60%	認可保育所現況調査で把握
放課後子ども総合プラン*2 の実施か所数の増加	0 か所	9 か所	11 か所	実施状況調査にて把握

施策の概要

◆地域で支える子育て支援の充実

地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業の充実を図り、地域で子育てを支え、子どもを「産み」「育て」やすい環境の整備を進めます。

◆保育サービスの充実

保護者のニーズに対応した特別保育などの充実と、保育環境向上のための施設改修や、公立保育園再編の検討を進め、安心して子育てできる保育サービスの充実を図ります。

◆放課後児童の健全育成の推進

放課後児童クラブ（学童クラブ）の充実と、放課後子ども教室の整備を進め、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる環境づくりを推進します。また、子育て・教育分野が連携を図りながら、双方が一体となって活動を行う仕組みを構築します。

◆子育て家庭への支援の充実

医療費等の経済的負担の軽減、要支援児や要保護児童の早期発見、早期対応による支援の充実を図ります。

施策の体系

施策	主要な事業
地域で支える子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域子育て支援拠点事業 ▶ ファミリーサポートセンター事業 ▶ 全天候型遊びの広場の設置
保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特別保育事業などの整備充実
放課後児童の健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 放課後児童クラブ（学童クラブ）・放課後子ども教室の充実
子育て家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子育てにかかる経済的負担の軽減 ▶ 要支援児の支援体制等の充実 ▶ 要保護児童の支援体制の充実

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P116に掲載

- *1 放課後子ども教室：すべての子どもを対象として、地域住民の参画を得ながら、安全・安心な子どもの居場所を設け、学習やスポーツ、文化活動等の機会を提供する取組。
- *2 放課後子ども総合プラン：すべての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、さらに多様な体験・活動ができる環境づくりを計画的に進めるためのガイドライン。放課後児童クラブの受け皿を拡大するとともに、放課後子ども教室との一体型を中心とした、すべての子どものための放課後の居場所づくりを目指す。

1-4 障がい者福祉の充実

現状と課題

障がい者手帳の交付数は、年々増加するとともに人口に占める割合も増加しています。これには、精神疾患を理由とする障がい者の増加が主な要因として関わっていると考えられます。

障がい者のうち在宅で生活している割合は約 97%を占めていますが、世帯の高齢化や核家族化により家族の介護力低下が懸念されています。

在宅で自立した生活を送れるよう、サービス提供事業所、グループホーム、相談支援体制の整備を推進してきましたが、引き続き障がい特性に応じた在宅支援サービスの充実を図ることが必要です。また、社会参加のための外出支援サービスも一層重要になっており、サービス提供体制の整備や人材育成が課題となっています。

施策の基本方針

- 「南魚沼市障がい者計画」及び「南魚沼市障がい福祉計画」に基づき、障がい者が自分らしく地域で安全・安心に暮らすために、障がいのある人もない人も互いを尊重しあい、助けあい、理解しあう共生社会の実現に取り組みます。
- 障がいがあっても自分らしく地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう、障がい特性に応じたサービス提供体制を整備します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
居宅介護サービスの 1 人当たり利用時間数の増加	10.8 時間/月	14.0 時間/月	14.2 時間/月	利用実績にて把握
生活介護サービスの 1 人当たり利用日数の増加	19.3 日/月	20.0 日/月	20.0 日/月	利用実績にて把握

施策の概要

◆相互理解と共に支えあう社会の推進

障がい者を理由とする差別の解消と相互理解のための取組や活動を進めます。

◆自立支援と社会参加の促進

障がいの特性に応じたきめ細やかなサービスを提供するとともに、相談対応の充実と生活の場の確保により、自立の支援と社会参加の促進を図ります。

◆障がいの早期発見・早期対応の推進

障がいの原因の1つとなる疾病等の予防、障がいの早期発見、早期療育・治療を図るとともに、障がい者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と連携しながら支援を進めます。

施策の体系

施策	主要な事業
相互理解と共に支えあう社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 広報啓発活動の推進 ▶ 連携ネットワークの充実
自立支援と社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障がい福祉サービスの充実 ▶ 社会参加の促進 ▶ 雇用と就業の推進
障がいの早期発見・早期対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障がい児支援の充実

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P117に掲載

現状と課題

高齢者が地域の中で生きがいを持ち、元気に暮らし続けられるよう、社会参加の促進や生きがいづくりの推進が求められています。

介護保険制度は施行から 15 年が経過し、高齢者を支える制度として定着する一方で、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加等の課題が顕在化しています。

介護予防事業への参加者は徐々に増加していますが、介護保険ニーズ調査によると、「参加したくない」と回答した人は 40% に上り、内容の改善を図りながら参加を促進し、健康寿命の延伸により効果的な事業を実施する必要があります。

施策の基本方針

- 高齢者が元気に暮らし続けられるように、地域の特性を活かした介護予防活動を積極的に推進します。
- 介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域において在宅生活ができるように、介護サービスをはじめとした包括的な支援・サービスが提供できる体制づくりを推進します。
- 高齢者が地域社会の一員として積極的に社会活動に参加し、生涯現役で生きがいを持って暮らせる環境づくりを推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
前期高齢者の要介護認定率の減少	2.9%	2.5%	2.4%	要介護認定者数で把握（65歳から74歳までの人口に対する要介護認定者の割合）
筋力づくり教室参加率の増加（65～79歳）	9.0%	9.5%	10.0%	筋力づくり教室参加者数で把握

施策の概要

◆介護予防の充実

介護予防事業を展開し、高齢者の健康寿命延伸を推進します。

◆安心して利用できる介護サービスの充実

地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進し、きめ細かな介護サービスの充実を図ります。

◆高齢者の社会参加と自立支援

高齢者が健康でいきいきと自立した生活を続けられるように、社会参加と生きがいを推進します。

◆共に支えあう環境づくり

高齢者の虐待や犯罪被害の防止を図るとともに、認知症の早期発見・対応の体制づくりや認知症の高齢者等を地域で見守り、共に支えあう環境づくりを進めます。

施策の体系

施策	主要な事業
介護予防の充実	▶ 地域性を活かした介護予防活動の充実
安心して利用できる介護サービスの充実	▶ 「地域包括ケアシステム」の構築 ▶ 在宅介護サービスの充実
高齢者の社会参加と自立支援	▶ 就業機会の確保 ▶ 生涯学習、ボランティア活動への参加促進 ▶ 高齢者福祉サービスの提供
共に支えあう環境づくり	▶ 地域でつくる高齢者の安全・安心の推進 ▶ 認知症高齢者等の見守り支援

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P118に掲載



■水中運動教室

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民相互の日常的なつながりや助け合いが重要です。

本市では、社会福祉協議会をはじめさまざまな団体が、主体的に地域福祉活動に取り組んでいます。しかし、人口減少の進行により、家族間のつながりや地域の連帯感の希薄化が進み、さまざまな活動で団体数・参加者数の減少が目立つようになりました。このような状況を受け、今後は市民・団体・行政の連携強化により、地域福祉を総合的に推進する必要があります。

複合的な要因により社会的・経済的に地域で孤立する生活困窮世帯が増加傾向にあり、その自立を支援する相談体制の整備を図っています。今後は、関係機関・団体と連携を図り、総合的な支援体制を確立する必要があります。

施策の基本方針

- 市民・関係機関等・社会福祉協議会・行政それぞれが役割を果たし、協働して地域福祉の充実を図り、「南魚沼市地域福祉計画」の基本理念である「地域ぐるみでつくる安全・安心のまち、市民の手で支えあう福祉のまち」づくりを推進します。
- 市民、団体、民生委員児童委員、社会福祉協議会、行政の情報共有と連携を強化し、市民の自立を地域全体で支えあう環境づくりと市民主体の活動を支援します。
- 生活に困窮している市民が安定した生活を営むことができるよう、自立に向けた支援に取り組めます。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
ふれあい・いきいきサロンの参加者数の増加	18,538 人	20,000 人	21,000 人	社会福祉協議会に登録されている高齢者ふれあい・いきいきサロン参加者数で把握

施策の概要

◆市民主体の地域活動への支援

老人クラブ活動、サロン活動、ボランティア活動など、市民主体の活動を支援します。

◆社会福祉団体との連携強化

社会福祉団体との連携を強化し、地域福祉を推進します。

◆生活困窮者への支援

生活に困窮している市民に対する支援体制を充実させ、経済的・社会的な自立を促します。

施策の体系

施策	主要な事業
市民主体の地域活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 老人クラブ活動への支援 ▶ サロン活動への支援 ▶ ボランティアセンター事業の推進 ▶ 地域活動の参加促進
社会福祉団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会福祉団体との連携強化
生活困窮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 支援体制の整備 ▶ 子どもの学習支援

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P119に掲載



■ふれあいサロン活動（五日町）



■ふれあいサロン活動（山谷寿）

第 2 章

教育・文化

学ぶ喜び・文化をはぐくむ喜びのあるまち

2-1 学校教育の充実

2-2 生涯学習の充実

2-3 地域文化の振興

2-4 生涯スポーツの推進

2-5 地域・家庭教育の充実

2-6 子ども・若者やその家族への支援の充実

2-7 地域に根ざした野外・環境教育の推進

現状と課題

少子化の進行や、子ども達を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、一人ひとりの個性を重視し、自ら学び、考え、行動できる能力の育成と、幼児教育から小・中学校への円滑な移行の推進が求められています。

また、国際化や情報化など、時代の変化に対応した教育を引き続き推進する必要があります。

本市には、4つの県立高校や、医療系専門学校である北里大学保健衛生専門学院、大学院大学である国際大学など、特色ある高等教育機関があり、基礎的学習から高度な教育まで充実した教育を受けられる環境が整っています。今後は、これらの教育機関と地域がより良い関係を築き、協働での取組や南魚沼らしい教育課程を推進することが課題となっています。

また、本市の小・中学校では不登校発生率*1が高いことから、その支援の充実が課題となっています。

施策の基本方針

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格の基礎を培う重要なものであることから、幼児期からの教育を充実させ、子ども達一人ひとりが自ら学び、考え、行動できる能力の向上を図ります。また、いきいきと学校生活を送れるよう、南魚沼らしい教育環境の整備・充実を図り、心豊かでたくましい児童・生徒を育成します。
- 教職員の資質と指導力の向上に努めるとともに、社会のニーズや変化に的確に対応できる教育の充実を図り、次代を担う個性豊かな人材を育成します。
- 「南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会」等の機能強化を図り、学校、家庭、地域、その他関係者との連携により複雑かつ深刻な教育課題に積極的に対処し、相談体制の充実に活かすとともに、互いを思いやり、命を大切にし、正しいことをやりとおす「こころの教育」の充実に努めます。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
学級生活に満足している子どもの割合が60%を超える学級の増加	61.9%	70.0%	75.0%	Q-U調査*2で把握
家庭学習を目標時間以上達成している子どもの割合が70%を超える学級の増加	小学校 87.2% 中学校 48.1%	小学校 90% 中学校 60%	小学校 90% 中学校 70%	家庭学習時間調査で把握

施策の概要

◆学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進

子ども達が自分の将来への夢や希望をもち、自立した人生を生き抜くために、一人ひとりの学ぶ意欲を高めるとともに、基礎的・基本的な知識及び技能の習得を促し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成します。また、地域の特性を活かし、地域住民と連携しながら、たくましい子ども達の育成に努めます。

◆幼児教育と小学校の接続カリキュラムの円滑な推進

子ども達が、安心して小学校へ進めるよう、幼児教育において「学びの基礎力」の育成を図り、自立を促します。また、幼児教育と小学校の相互連携による、接続カリキュラムの円滑化を推進します。

◆いじめや不登校対策の推進

いじめや不登校の未然防止と、学校、家庭、地域、その他関係者と連携した早期発見、迅速かつ適切な対応に努めます。また、学校や子ども・若者育成支援センターでの相談体制の充実を図り、子ども達の状況に応じた支援の強化を図ります。

◆学校教育施設の整備

子ども達がいきいきと安全に学習に励めるよう、児童・生徒数の動向を捉えながら、災害に強く、安全な教育施設の計画的かつ効果的な改築・改修を進めます。

◆小・中学校の連携強化

小学校から中学校への接続が円滑にされ、より充実した学習ができるよう、小・中学校間の相互連携を一層強化します。

◆高等教育との連携・交流支援

地域の高等教育機関と連携した学習機会や、文化交流などの取組を推進します。

◆総合教育会議の充実

教育環境の整備や、地域特性に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策を検討する総合教育会議を充実させます。また、市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、市の教育課題や目指す姿を共有しながら、市民の声を反映した教育行政を推進します。

*1 不登校発生率：不登校の理由で1年間に30日以上欠席があった者の割合。本市の不登校発生率は全国平均より高く、小学校では「親子関係をめぐる問題」、「無気力」、中学校では「不安など情緒的混乱」等の原因が多い。P58「2-6 子ども・若者やその家族への支援の充実」において、「不登校発生率の減少」を指標とし、支援の充実に取り組みます。

*2 Q-U 調査 (Questionnaire-Utilities 調査)：児童・生徒の健やかな成長や学力の向上のための重要な要素となる学級環境の満足度をはかるアンケートで、全国的に実施されています

施策の体系

施策	主要な事業
学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幼児教育の充実事業 ▶ 教育改革推進事業 ▶ 特別支援教育事業 ▶ 学校相談体制の充実 ▶ 教育課程特例校事業
幼児教育と小学校の接続カリキュラムの円滑な推進	▶ 自立の育成
いじめや不登校対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ いじめの防止対策事業 ▶ 子ども相談体制の充実【再掲】
学校教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小・中・支援学校設備等整備事業 ▶ 学校給食センター再編整備事業 ▶ 老朽施設大規模改修事業
小・中学校の連携強化	▶ 小・中学校連携教育実践研究事業
高等教育との連携・交流支援	▶ 国際大学・北里大学保健衛生専門学院・長岡技術科学大学との連携
総合教育会議の充実	▶ 総合教育会議の開催

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P120に掲載



■中学生海外派遣事業（ALT との英語研修）



■南魚沼市学力向上プログラム（土曜学習）



■タブレット端末公開授業（北辰小学校）



■いじめ見逃しゼロスクール集会（城内小学校・城内中学校連携事業）

現状と課題

本市では、市民の教養の向上と地域の活性化を図るため、公民館事業を中心として、のびのび塾、女性学級、しゃくなげ学級等の幅広い階層を見据えた教養講座を行いながら生涯学習の充実に取り組んでいます。

しかし、少子高齢化、講座内容のマンネリ化、参加者の固定化などを背景に公民館利用者は漸減傾向にあります。

このような公民館を取り巻く現状を打破し、幅広い市民の参加が見込める教養講座の企画・実施と、それに対応できる指導者の育成、だれもが学べ、交流できる集いの場の整備が求められます。

また、新設された図書館の利用者をさらに増やすため、蔵書の充実とともに魅力的な主催事業の実施が求められます。

施策の基本方針

- すべての市民が、生涯を通じて主体的に学習活動に取り組めるよう、学習機会や発表の場の充実を図ります。また、活動の拠点となる公民館とともに集いの場としての生涯学習センター（仮称）や「知の拠点」としての図書館など、生涯学習施設の機能強化を推進します。
- 活動の成果を地域や社会で活かす仕組みづくりとして「学びの郷 南魚沼プラン*」の実施、指導者の確保・育成、主体的に活動する市民団体や公民館サークルなどの育成と活動支援を推進します。
- 公民館分館と地域づくり協議会との関係を整理し、生涯学習センター（仮称）や公民館を核としながら、分館活動の、地域づくり協議会への一本化を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
公民館 1 講座当たり 参加者数の増加	153 人	165 人	200 人	決算事務報告等（教養講座全般）で把握
市民 1 人当たり図書館 蔵書貸出冊数の増加	3.2 冊	5.0 冊	5.2 冊	決算事務報告等（図書館利用全般）で把握

施策の概要

◆生涯学習機会の充実

図書館、公民館、生涯学習センター（仮称）、市民カレッジ（仮称）等の連携による相乗効果を図り、市民一人ひとりが生涯を通じて学ぶ喜びを感じられる生涯学習機会の一層の充実を図ります。

◆生涯学習施設の整備

「知の拠点」南魚沼市図書館の充実、既存の公民館機能を高めた集いと交流の場としての生涯学習センター（仮称）の整備により、これらを核として学びが循環する環境づくりの創造を目指します。

施策の体系

施策	主要な事業
生涯学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教養講座の充実 ▶ 図書館主催事業の充実 ▶ 市民カレッジ（仮称）事業の推進
生涯学習施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生涯学習センター（仮称）設置事業 ▶ 図書館の充実

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P121に掲載



■南魚沼市図書館（外観）



■南魚沼市図書館（館内）

* 学びの郷 南魚沼プラン：地域創生・継承・発展指向のもとライフステージ毎の学習機会の提供として、児童・生徒期の「たんけん南魚沼」、青年・成年期の「市民カレッジ」、高齢期の「幸齢義塾」による「南魚沼ふるさと学」を推進する事業。

現状と課題

地域の公募展や芸術鑑賞事業、各文化施設による展示、地域の文化芸術団体の発表や交流などを通して、市民への芸術鑑賞機会の提供や市民自らが主体的に参加できる芸術文化活動の促進を図っています。

今後は、社会情勢の変化を踏まえながら、市民の芸術文化活動への意欲的な参加と活動の一層の促進、世代間の交流による伝統文化の継承と発展を図る必要があります。

また、本市には、ユネスコ無形文化遺産「小千谷縮・越後上布」をはじめとして、「坂戸城跡」、「奉納越後上布織」などの国指定文化財や史跡、工芸、芸能、天然記念物、技術など、さまざまな文化財や貴重な郷土資料があります。

担い手の高齢化が進む中、このような貴重な地域文化を次代に継承し、振興するためには、後継者の育成や文化・伝統の調査保存と活用を今後も計画的に推進する必要があります。

施策の基本方針

- 市民共通の財産として、地域に残る伝統文化や史跡・文化財の計画的な保存・活用を推進します。そして、後世に継承するための担い手となる人材育成を図るとともに、調査研究や映像化及びデジタル化等による記録保存を推進します。
- 拠点となる文化施設の整備と充実を図るとともに、市民主体の文化活動による活用を推進し、個性豊かな地域文化の振興を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
社会文化施設利用者数の増加	96,874 人	102,300 人	108,100 人	決算事務報告等（市民会館の入場者数）で把握
博物館等の利用者数の増加	36,140 人	38,200 人	40,400 人	決算事務報告等（鈴木牧之記念館、トミオカホワイト美術館、池田記念美術館の入場者数）で把握

施策の概要

◆地域文化の振興

地域の伝統芸能保存団体や芸術団体の活動を支援しながら、地域文化の継承と発展を推進します。また、文化施設を適切に管理しながら、施設ごとに特徴づけをして効率的かつ効果的に活用し、質の高い文化芸術の発信に努めます。

◆地域文化・伝統の継承と推進

地域の文化や伝統を継承・発展させる活動を支援するとともに、そのための人材育成や情報交換、発表の場の提供を推進します。また、「越後上布」、「浦佐毘沙門堂裸押合の習俗」を内外にアピールし、地域文化の発展と活用を図ります。

◆文化財の保護と活用

地域で大切に受け継がれてきた文化財の価値を再認識し、その適切な保護と地域文化の振興のための活用を図ります。

必要な調査研究、適切な保存管理・史跡整備などに取り組むとともに、積極的な公開や情報発信を行い、市民が文化財に接し、その価値を認識する機会を増やし、文化財を活かした地域づくりを推進します。

施策の体系

施策	主要な事業
地域文化の振興	▶ 文化振興事業
地域文化・伝統の継承と推進	▶ 郷土史編さん事業 ▶ 公文書保存事業 ▶ 国指定文化財越後上布織技術継承・織伝承者養成事業 ▶ 浦佐毘沙門堂裸押合祭習俗保存活用事業
文化財の保護と活用	▶ 国指定史跡坂戸城跡整備事業 ▶ 県指定文化財*維持管理事業

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P122に掲載

* 県指定文化財：平成27年7月末現在、史跡4点、書蹟1点、彫刻3点、天然記念物4点、無形民俗1点、建造物1点の14点が指定。

現状と課題

生涯にわたってスポーツを楽しみ、その効果による健康増進への市民の期待が高まっており、市民のだれもが気軽にスポーツができる環境、気軽に参加できるイベントの充実が求められています。

大原運動公園の第1期工事が平成26年度に完了し、屋外体育施設が整備されたことから、今後は施設の稼働率を上げるための予約システムの導入など、予約しやすく使いやすい環境の整備が求められています。また、市民と市民以外の利用のバランスに留意した使いやすい施設とする必要があります。

平成26年度に第2のスポーツ施設指定管理団体が市内に誕生したことから、大手スポーツ企業と連携したスポーツイベントの検討が始まり、今後は、これまでに行われていない分野のスポーツ教室等を行いながら、市内2団体目の総合型地域スポーツクラブ*設立を目指します。

施策の基本方針

- 生涯にわたってだれもがスポーツに親しみ、健康で豊かに生活し続けられるように地域のスポーツクラブや、主体的に活動する市民団体の育成・支援に努めます。
- 大原運動公園について、利用しやすい環境整備を推進し、利用促進を図ります。
- 地域の豊かな自然環境や地域特性を活かして、スキーをはじめとするさまざまなスポーツを通じた健康づくりや、スポーツ・ツーリズム等の交流拡大を図ります。また、スポーツの振興を目指して、指導者の確保・育成に取り組み、大会の誘致や施設のさらなる充実を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
市民1人当たり指定管理体育施設の利用回数の増加	4.98回	5.23回	5.38回	指定管理者の報告書で把握
学校開放体育館稼働率の向上	51.3%	56.4%	59.2%	利用予約、利用簿等により集計

施策の概要

◆ 体育施設利用利便性向上による生涯スポーツの推進

市民のだれもが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを目指します。

◆ 総合型地域スポーツクラブの充実

総合型地域スポーツクラブの充実により、多様なスポーツイベント等を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業
体育施設利用利便性向上による生涯スポーツの推進	▶ インターネット予約システム構築事業
総合型地域スポーツクラブの充実	▶ 総合型地域スポーツクラブ支援事業

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P122に掲載



■ ジュニアサッカー教室



■ 大原運動公園

* 総合型地域スポーツクラブ：生涯スポーツ社会の実現に向けて、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型スポーツ活動団体。

現状と課題

地域とのつながりの希薄化や、身近な人から学び、助けあう機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域の環境が大きく変化しています。子育ての不安や孤立を感じている家庭、子どもの基本的な生活習慣や社会性・自立心の育成に課題を抱えている家庭が少なくありません。また、地域からの孤立によって、子どもへの過保護や過干渉、虐待等が深刻化することが危惧されます。

本市では、家庭の教育力向上を目指し、市民・団体・行政が協働し「心豊かな子育て教室」や「親子映画鑑賞会」、「ブックスタート」、「家庭教育関係講座等（学校関係）」、家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」による「親子教室・学習会」などの学習機会の提供に努めており、多くの市民が学んでいます。

今後も社会を支える次代の人材育成に関わる家庭教育を一層充実させ、愛情で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子ども達の心身の調和のとれた発育と社会性・自立心の育成を図る必要があります。

施策の基本方針

- 保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識のもと、家庭・学校・地域の連携協力により、家庭教育の支援や地域における青少年の健全育成活動を促進し、地域や家庭の教育力の向上を図ります。
- 子どもと保護者が地域の中でふれあい、学べる機会の拡充を図るとともに、家庭が地域や支援のネットワークとつながる取組を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
家庭教育関係事業の参加者数の増加	5,307 人	5,600 人	5,400 人	青少年育成市民会議総会資料等で把握 (心豊かな子育て教室・親子映画鑑賞会等、ブックスタート、だんぼの部屋親子教室・学習会、学校での家庭教育関係講座等について)

施策の概要

◆家庭の教育力向上の推進

家庭教育に関する学習機会の提供に努め、家庭での教育力の向上や親子で学ぶ環境づくりを推進します。

◆青少年の健全育成の推進

青少年の社会参加や学習・交流機会の提供を図るとともに、地域ぐるみで健全育成に取り組む体制づくりを推進します。

◆家庭が地域とつながる取組の推進

家庭教育支援チームによる「しゃべり場サロン」*1を通じた家庭教育支援、学校支援地域本部*2による地域ぐるみの教育支援を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業
家庭の教育力向上の推進	▶ 家庭教育支援事業
青少年の健全育成の推進	▶ 青少年健全育成推進事業
家庭が地域とつながる取組の推進	▶ 学校・家庭・地域の連携促進事業

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P123に掲載



■家庭支援チーム「だんぼの部屋」（親子ものづくり教室）



■心豊かな子育て教室（合同教室）

*1 シャべり場サロン：小学校等に市が設置し、家庭教育支援チームだんぼの部屋が運営する、誰でも気軽に立ち寄り、気軽に子育てや家庭教育の話ができる部屋。（平成27年3月現在、六日町小学校、北辰小学校、塩沢小学校、浦佐小学校、総合支援学校に設置）

*2 学校支援地域本部：教育基本法に規定する「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」を具体化するために、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制として自治体が設置。

現状と課題

近年では、社会情勢や家庭環境の変化により、子どもや若者を取り巻く環境が大きく変化し、不登校、ニートやひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者が増加しています。

平成 22 年 4 月に子ども・若者育成支援推進法が施行されたことを受け、本市では平成 23 年 4 月に子ども・若者育成支援センターを設置し、相談や自立のための支援を行っています。

しかし、児童虐待、DV、親の病気、家族基盤の弱体化、一人親家庭の増加などを背景とし、子どもと若者を取り巻く家庭環境が複雑化してきていることから、子ども・若者とその家族を支援するため、子ども・若者育成支援センターの体制を強化し、子育て・保健・福祉分野と連携を図りながら、家族に対する相談業務の充実を図る必要があります。

施策の基本方針

- 子ども・若者が、安心して育ち、自立することを目指し、一人ひとりとのかかわり・寄り添いを重視した相談対応を中心に、関係機関と連携し、継続的な支援に取り組みます。
- 困難を有する子ども・若者に寄り添い、交流の場や居場所づくりを進め、自立支援と社会参加を促します。
- 困難を有する子ども・若者の家族に寄り添い、関係機関との支援ネットワークづくりを進め、家庭の実態にあった支援の充実を図ります。
- セーフティネットとしての「相談・支援」の重要性を認識し、相談しやすい体制づくりに努めます。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
不登校発生率の減少	小学校 0.62%	0.30%以下	0.25%以下	「問題行動調査」で把握
	中学校 3.43%	2.50%以下	2.00%以下	
若者相談窓口の相談件数等の増加	若者相談件数 34 件	50 件	50 件	決算事務報告等で把握
	居場所利用者 11 人	15 人	15 人	
家族相談窓口の相談件数の増加	未実施	30 件	30 件	決算事務報告等で把握

施策の概要

◆不登校の子どもへの支援の充実

子ども達のニーズに対応した相談体制や適応指導教室などの支援の充実を図ります。

◆ニート、ひきこもり、不登校等の若者への支援の充実

若者達のニーズに対応した相談体制や居場所づくりなどの支援の充実を図ります。

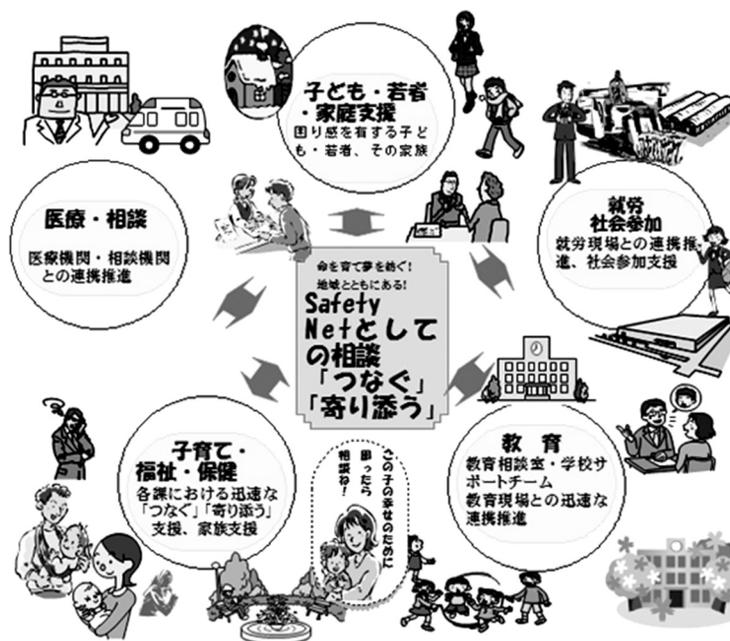
◆困難を有する子ども・若者の家族への支援の充実

家族の心に寄り添う継続的な相談体制の充実を図るとともに、家族を支援するネットワークの構築を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業
不登校の子どもへの支援の充実	▶ 子ども相談体制の充実
ニート、ひきこもり、不登校等の若者への支援の充実	▶ 若者相談体制の充実
困難を有する子ども・若者の家族への支援の充実	▶ 家族相談窓口の設置

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P123に掲載



■施策のイメージ

現状と課題

本市では、豊かな自然環境を活かし、学校教育や社会教育など、さまざまな場で環境教育活動が行われています。また、旅行事業者らによるグリーン・ツーリズム活動なども展開され、市外からの来訪者による活動もされています。

今後、地域の自然環境の活用と保全をさらに推進するため、地域や青少年育成会、子ども会に対し、野外活動や環境教育への理解を促し、必要性を呼びかけることが必要です。

また、自分達が住んでいるふるさとの自然とその仕組みを理解し、地震や水害、雪害などさまざまな自然災害への対応を一人ひとりが考える防災教育につなげることが重要な課題となっています。

地域特有の資源でもある「雪」については、「厳しい環境としての雪」だけでなく「文化としての雪」を伝えていくことも大切です。

施策の基本方針

- 学校、家庭、地域が一体となって、地域の自然環境について学び、次代に継承するための保全活動を推進します。また、身近な里山の再生・保全につながる活動を推進します。
- 子どもから大人まで市民が一体となって、地域に根ざした野外・環境教育、防災教育に取り組みます。また、「文化としての雪」を学ぶ取組を推進します。
- ボランティアスタッフやジュニアリーダーなど活動を担う人材の養成に取り組みます。また、学校や地域、活動団体、事業者等との連携を推進し、子どもから大人まで多くの市民が自然やふるさとの伝統にふれられる事業を実施します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
地区青少年育成会、子ども自然教室、ジュニアリーダー研修等の参加者数の増加	1,438 人	3,200 人	3,200 人	決算事務報告等（少年教育）で把握
子ども会連絡協議会へ参加する子ども会数の増加	29 団体	40 団体	40 団体	決算事務報告等（市子ども会連絡協議会）で把握

施策の概要

◆ 野外・環境教育の推進

学校教育、社会教育、青少年育成会、子ども会等既存の各種団体、事業者等が取り組む活動を支援し、地域全体で野外・環境教育を推進します。

◆ 連携活動の支援・推進

地域と各種団体、学校が一体となって取り組む連携活動を支援するとともに、ネットワークづくりを推進します。また、活動を担う人材の育成を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業
野外・環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子ども自然教室 ▶ 青少年育成会事業 ▶ 自然環境・雪・地域の地理的特性への理解教育の推進
連携活動の支援・推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ボランティアスタッフ・ジュニアリーダーの養成 ▶ ネットワーク支援事業の推進

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P124に掲載



■ 青少年健全育成会（塩沢ブロック）



■ 生き物調査（まほろば菽神広域協定）

第 3 章

環境共生

豊かな自然を守り、そして共に生き、
100年後に引き継いでいくまち

3-1 自然環境の保全

3-2 循環型社会の推進

3-3 省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換

3-4 生活環境の向上

現状と課題

山岳、丘陵、清流、湧水など、四季折々の色彩にあふれ、恵みを与えてくれる豊かな自然環境は、本市の小・中学校校歌や市歌にも謳われる市民の最大の財産であり、誇りです。

先人達が長年にわたって維持し続けてきた森林は豊かな水資源を蓄え、全国に誇る「コシヒカリ」をはじめとする多様な農作物をはぐくみ、さまざまな特色ある産業を支えています。

今日に至るまで大切に維持・形成されてきたこれらの豊かな自然環境を次代に引き継ぐことは市民の責務といえます。

施策の基本方針

- 地域の豊かな自然環境を次代に引き継げるよう、自然環境の保全に努めます。
- 森林機能の維持や地球温暖化の防止を図るため、カーボンオフセット制度*1などを活用し、森林の整備を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
河川水 BOD 値*2の水準維持	1.0mg/L	1.0mg/L 以下	1.0mg/L 以下	市内主要河川の BOD 値の平均値を年 4 回調査し把握
カーボンオフセットクレジット「銘水の森」販売量の増加	H25~26 年度の累計 63 t	H27~31 年度の累計 1,000 t	H27~36 年度の累計 2,000 t	担当課で集計

施策の概要

◆自然環境の保全

豊かな自然環境を次代に引き継げるよう、自然環境の保全に努めます。また、身近な自然にふれられる場や機会を提供し、自然環境保全意識を高めるとともに、地域ぐるみの取組を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 身近な生き物と共生できる環境の保全と創造 ▶ 身近な水辺環境づくり推進事業 ▶ 湧水継承保全事業 ▶ 森林環境保全育成事業 ▶ カーボンオフセット制度活用事業

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P125に掲載



■水環境ふれあい教室（登川）

- *1 カーボンオフセット制度：市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部を埋め合わせる制度。
- *2 BOD 値：水中に存在する有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

現状と課題

家庭系可燃ごみの平成 26 年度の排出量は 11,079 t で、平成 21 年度の 11,886t に比べて約 7%減少しました。しかし、市民 1 人 1 日当たりの排出量は約 600 g 前後で、過去 6 年間横ばい状態であることから、減量化、資源化の推進が求められています。

資源ごみの回収量は、容器包装プラスチック類、古着・古布の分別回収を始めたこともあり、平成 26 年度 1,551 t で、平成 21 年度 1,334t に比べて約 17%増加しました。また、平成 27 年 7 月から不用食器の回収を始め、より積極的に再資源化に取り組んでいます。

今後、プラスチック類、紙類のリサイクルの推進や資源化できる廃棄物に対する分別マナーの向上などについて、市民、事業者、行政の取組を促すことが課題です。

また、新ごみ処理施設の建設により効率的なごみ処理体制を再構築する必要があります。

施策の基本方針

- 3R*1（ごみにしない・繰り返し使う・再資源化する）を基本理念として、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、一体となつてごみの減量化と再資源化を図り、環境負荷の少ない循環型社会の構築を推進します。
- 新ごみ処理施設の建設にあたり、ごみの減量化、資源化について魚沼市、湯沢町とともに検討し、平成 35 年度供用開始を目指して準備を進めます。
- 関係機関との連携や市民との協働により、ごみ不法投棄の撲滅を目指します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
家庭系ごみの 1 人当たり搬入量の減少	623g/日	610g/日	598g/日	施設への搬入量（環境衛生センター＋エコプラント魚沼）で把握
事業系ごみの 1 人当たり搬入量の減少	417g/日	409g/日	400g/日	施設への搬入量（環境衛生センター＋エコプラント魚沼）で把握
リサイクル率の向上	16.7%	17.2%	19.5%	施設への搬入量・資源化量（環境衛生センター＋エコプラント魚沼）で把握

施策の概要

◆循環型社会のための体制の確立

環境の保全活用と循環型社会の推進のために、「南魚沼市環境基本計画」に沿った効果的な環境施策に取り組みます。また、事業者による環境 ISO^{*2}やエコアクション 21^{*3}の取得を推奨します。

◆ごみ減量化とリサイクルの推進

3R について、市民の積極的な参加を促し、ごみの減量化とリサイクルを推進します。

◆効率的なごみ処理体制の推進

排出されるごみの適正かつ効率的な処理と、効率的なごみ処理施設等の維持管理運営に努めます。また、新処理施設建設に向け、効率的な処理体制について検討します。

施策の体系

施策	主要な事業
循環型社会のための体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境基本計画推進事業 ▶ 事業者の環境 ISO やエコアクション 21 取得の推奨
ごみ減量化とリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ごみ減量化の推進 ▶ リサイクルの推進 ▶ ディスポーザー^{*4}の活用
効率的なごみ処理体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ごみ処理・し尿処理施設の効率的な維持管理の推進 ▶ 新たなごみ処理施設の整備

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P125に掲載

*1 3R : Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル) の3つの英語の頭文字。ごみにしない・繰り返し使う・再資源化すること。

*2 ISO : 環境マネジメントシステムの国際規格。

*3 エコアクション 21 : 環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。

*4 ディスポーザー : キッチンシンクにある排水口に設置する、生ごみを粉碎し水と共に排水管に流し出す生ごみ処理機。

現状と課題

快適な生活を支えるためには、安定したエネルギーの供給が欠かせませんが、これまでのエネルギーは化石燃料に依存しており、地球環境への影響や将来的な安定性の観点から、より環境負荷が少なく、地域内での循環が考えられる、再生可能な新エネルギーへの転換を図ることが求められています。

また、持続可能な循環型社会を構築するためには、市民、事業者、行政が一体となって省エネルギーに取り組む必要があります。

施策の基本方針

- 市民、事業者、行政の協働により省エネ意識の向上に努めます。
- 雪氷冷熱・太陽光・地下熱・バイオマス資源*1など、クリーンな新エネルギーに対する市民や事業者による理解と、有効活用を促進します。
- 豊かな自然と風土などの地域特性を活かした省エネルギー、新エネルギーの活用方策についての調査・研究を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
ペレットストーブ、ペレットボイラー、薪ストーブの新規設置台数の増加	85 台	110 台	110 台	補助実績件数、販売店等への独自調査等で把握

施策の概要

◆省エネルギーの推進

市民、事業者、行政の協働による啓発活動や取組により、省エネルギー社会の実現を目指します。

◆新エネルギーの活用

豪雪地という地域特性を活かした雪氷冷熱、太陽光、燃料電池、地下熱、小水力発電などの新エネルギーについて研究するとともに、実用化された新エネルギーの活用を促進します。

◆バイオマスタウン構想の推進

バイオマスタウン構想*2に基づき、地域内のバイオマス利活用を進めます。

施策の体系

施策	主要な事業
省エネルギーの推進	▶ 省エネルギー事業
新エネルギーの活用	▶ エネルギー転換事業
バイオマスタウン構想の推進	▶ バイオマスの地域内循環活用

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P126に掲載



■ペレットストーブ（市役所本庁舎市長室）



■ペレット

*1 バイオマス資源：動植物から生まれた再生可能な有機性資源。バイオマスを利用したバイオマス燃料を使うことで発生したCO₂は、バイオマスの元である植物が育つときに吸収するため、空気中のCO₂量は変わらないという扱い（カーボンニュートラル）。その中でも、本市では、木質ペレットの利用を積極的に推進しています。

*2 バイオマスタウン構想：環境政策、産業振興政策との整合性をとりつつ、①バイオマスの循環利用と地産地消による地域の活性化、②環境保全型農業の推進による食の安全・安心の確保、③バイオマスエネルギー利用による環境への負荷軽減を基本方針とし、循環型社会の形成を促進する構想（平成21年策定）。

現状と課題

これまでの急速な社会経済活動の進展は、物質的な豊かさをもたらした一方で、大気汚染や河川汚濁、生活騒音など公害の発生による生活環境の低下をもたらしました。

六日町地域の中心市街地周辺では、冬季の消融雪を目的とした地下水の大量揚水による地盤沈下が大きな問題となっています。近年は揚水量の抑制によって沈下量は減少傾向にあるものの、依然として沈下が続いており、今後も継続して地盤沈下問題に取り組む必要があります。

施策の基本方針

- 観測体制の充実、事業者への指導・監督体制の強化を図るとともに、市民に対する啓発や指導を推進し、さまざまな公害の発生防止に努めます。
- 地盤沈下地区における進行状況の監視体制を強化するとともに、地下水に依存しない消融雪方策について、調査・研究を推進します。
- 環境の美化などに取り組む市民の主体的な活動を促進するとともに、野焼きの抑制、ごみの不法投棄や空き缶などのポイ捨て防止を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
地盤沈下量の減少 (過去5年間の平均値)	2.02cm	2cm 以内	2cm 以内	毎年9月1日の基準日の標準測定の結果で把握

施策の概要

◆安全な生活環境の向上

適切な公害対策を行い、安全・安心な市民生活が送れるよう、生活環境の向上を図ります。

◆地盤沈下対策の継続・強化

六日町地域中心部の地盤沈下区域における状況等の監視を継続し、国や県と協議しながら効果的な地盤沈下防止のための対策を推進します。また、地盤沈下防止意識高揚のための市民、事業所への啓発活動を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業
安全な生活環境の向上	▶ 生活環境保全推進事業
地盤沈下対策の継続・強化	▶ 地盤沈下対策事業

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P126に掲載



■階段数を増やした玄関（六日町中学校）



■傾く屋外階段と地盤沈下（北辰小学校）

第 4 章

都市基盤

住みたい、住み続けたいまち

4-1 計画的な土地利用の推進

4-2 ひとにやさしいまちづくり

4-3 住環境の整備

4-4 上下水道の整備

現状と課題

本市の土地利用の現状（地目別面積割合）は、「保安林、道路、河川等」（69.1%）が大半を占め、次いで「山林原野」（15.9%）、「田」（10.7%）となっています。「宅地」（2.7%）や「畑」（1.6%）は少なく、保安林などの山岳傾斜地が市域面積の多くを占めています。

豊かな自然環境と快適な都市環境の保全を図りながら、調和のとれたまちづくり、合理的、計画的で災害に強い土地利用を推進することが求められています。また、人口減少・高齢化社会に対応した機能の維持と、地域住民と行政の協働による土地利用の計画的な推進が求められています。

施策の基本方針

- 市民の理解と協力を得るとともに、地域の意向を確認しながら、豊かな自然環境を活かした良好なまちなみ景観と計画的な市街地の形成を推進します。
- 特に市街地については、適正な土地利用への誘導により、秩序ある快適な都市環境の構築を促すとともに、災害や雪に強く、ひとにやさしい都市基盤整備を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
合併後の平坦地国土調査済面積割合の増加	25.7%	43.0%	51.5%	国の認証済面積で把握

施策の概要

◆都市計画の推進

災害に強く、景観に配慮した、ひとにやさしい快適な都市環境づくりを、地域の意向を確認しながら、地域住民と行政の協働により計画的に推進します。

◆国土調査事業の推進

六日町地区中心市街地の国土調査を積極的に推進し、災害に強い土地利用の計画的な推進を図ります。

◆都市公園の活用と充実

市民の多様な活動の場、快適な余暇を過ごす場、地域内の交流の場となる都市公園の活用と充実を図ります。

◆まちなみ景観の形成

地域独自の文化や豊かな自然景観と調和したまちなみづくりを目指して、景観計画の策定に向け、まちの魅力を活かす景観づくりを市民との協働で推進します。

施策の体系

施策	主要な事業
都市計画の推進	▶ 立地適正化計画*の推進
国土調査事業の推進	▶ 国土調査事業の推進
都市公園の活用と充実	▶ 公園長寿命化計画の策定
まちなみ景観の形成	▶ まちなみ景観づくりの推進

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P127に掲載

* 立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。

現状と課題

市民バスは、平成 27 年度の再編により、市内統一の運行体制となりました。民間の路線バスを含めた市全体でのバス路線について、今後も持続可能な運行体制を確保するとともに、市民の利便性向上のため、より利用しやすい運行体制へ改善を進める必要があります。

幹線道路や生活道路については整備が進み、市民からも一定の評価が得られています。また、国道 17 号六日町バイパスや浦佐バイパス、国道 253 号八箇峠道路の整備も概ね順調に進んでおり、八箇峠トンネルの供用開始も具体的となりました。

しかし、近年の国の道路関係予算は、維持管理に対する配分が多くなり、改築のための予算確保が難しい状態となっているため、市民が必要とする道路整備が遅れることが懸念されています。

市内の交通事故の発生状況は、発生件数、負傷者数ともに平成 12 年度をピークに減少傾向となっていますが、依然、年間 210 人前後の人々が交通事故で負傷しており、死亡事故も後を絶ちません。今後、市民や事業者が一体となって交通安全に取り組むことが必要です。特に、高齢者人口の増加に伴い交通事故の増加が予想されることから、高齢者に対する周囲の配慮や高齢者の交通安全意識の向上が重要です。

施策の基本方針

- 高齢化社会に対応した交通システムの整備と、だれもが安全で快適に利用できる生活道路の整備を推進します。
- 大規模災害など不測の事態が発生した場合に備え、安全に避難できる道路の整備など、基幹道路の代替性を確保する、災害に強い道路ネットワークの整備を図ります。
- 交通バリアフリー法*に基づき、歩行者や自転車及安全で快適に通行できる、人にやさしい道づくりと維持管理を推進します。
- 交通事故のない社会を目指し、市民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通事故が起きにくい環境を整備します。
- 冬期の道路交通確保を図るとともに、積雪時の歩行者の安全を確保するため、除雪活動を地域住民と協働して推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
市民バスの市民 1 人当たり利用回数の増加	0.87 回	0.89 回	0.91 回	運行事業者からの報告で把握
交通事故件数の減少 (過去 5 年間の平均事故件数)	192 件	170 件	155 件	新潟県警交通企画課調べで把握

施策の概要

◆公共交通体系の確保・維持

今後の人口減少の進行を踏まえ、持続可能な地域の公共交通体系の確保と維持を図ります。

◆円滑な道路網の整備

道路網の整備で市内各地域への移動や近隣都市への移動時間の短縮及び円滑化等を推進します。さらに、自動車だけでなく歩行者や自転車利用者に配慮した、人と環境にやさしい道路網を計画的に整備します。また、高速自動車道と地域内道路の円滑なつながりを確保することにより、地域の利便性向上を図ります。

◆災害や雪に強い道づくり

消融雪施設や雪崩災害防止施設等の設備改修等を推進し、積雪時でも安全な道路環境の維持を図ります。

◆道路施設の計画的な修繕

道路ストック点検結果に基づく計画的な修繕を実施します。

◆交通安全対策の推進

交通安全教育の推進により市民の交通安全に対する意識の高揚を図ります。また、横断歩道や停止線などの整備を推進し、危険箇所の解消を図ります。

施策の体系

施策	主要な事業
公共交通体系の確保・維持	▶ 市内交通ネットワーク整備事業
円滑な道路網の整備	▶ 基幹広域交流軸整備事業 ▶ 主要幹線整備事業 ▶ 市内ネットワーク道路網整備事業
災害や雪に強い道づくり	▶ スノートピア道路事業（流雪溝整備） ▶ 消雪パイプリフレッシュ事業 ▶ 道路防災整備（雪寒）事業
道路施設の計画的な修繕	▶ 橋りょう長寿命化修繕事業 ▶ 道路ストック点検
交通安全対策の推進	▶ 交通安全教育の推進

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P127に掲載

* 交通バリアフリー法：高齢者や身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、駅前広場や周辺道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するもの。

4-3 住環境の整備

現状と課題

核家族化の進行やライフスタイルの多様化により、住環境への市民ニーズは多様化しています。また、公営住宅は老朽化が進み、改修が必要となっています。このようなことを受け、住みやすい住環境の充実を目指して平成 24 年度に「南魚沼市住宅整備基本計画」、平成 26 年度に「公営住宅長寿命化計画」を策定しました。

しかし、老朽化した公営住宅の改修整備を計画的に行うためには、多額の事業費が見込まれるため、慎重な検討が必要です。また、住環境整備には耐震や克雪などの安全機能の充実と同時に、環境問題への対応が不可欠であり、より環境負荷の少ない住環境の整備が求められています。限られた財源の中で、質の高い住環境を供給するためには、民間活力の積極的な活用とその促進が必要です。

また、人口減少の進行などに伴い、空き家となる建物が増加しています。今後、空き家対策のための体制を整備し、空き家等の利活用を図る必要があります。

施策の基本方針

- 民間活力の活用を促進しながら、良質な住環境の整備と供給を計画的に推進し、安心して快適に暮らせる住環境づくりを図ります。
- 既存の公営住宅については、耐震性や耐火性、克雪、省エネルギー、バリアフリーなどの機能を強化し、施設の長寿命化と環境に配慮した質的向上を図ります。
- 一般住宅について、耐震性や克雪、省エネルギーなどの機能の強化・充実の支援を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
克雪屋根改修補助件数の増加	8 件/年	H27~31 年度の累計 40 件	H27~36 年度の累計 90 件	補助実績件数で把握
宅地内融雪施設設置補助件数の増加	3 件/年	H27~31 年度の累計 20 件	H27~36 年度の累計 45 件	補助実績件数で把握

施策の概要

◆住みやすい住環境の提供

若者や子育て世代の定住促進や、高齢者、ひとり親世帯が住みやすい公営住宅の充実を図るとともに、施設の改修や機能向上を推進します。また、個人住居の耐震診断や耐震改修の費用を支援するとともに、長寿命化住宅、長期優良住宅、省エネルギー化住宅などの周知啓発や相談対応などを推進します。

◆雪への対処機能強化

克雪住宅の整備推進など、積雪時にも安全で快適に生活できる住環境の維持を図るとともに、環境負荷に配慮した設備の整備を推進します。また、地盤沈下区域については、抑止のための啓発を強化するとともに、地下水に頼らない消融雪方法の検討を推進します。

◆空き家バンクの整備

空き家バンクを活用する体制や情報の発信体制の整備を推進し、増え続ける空き家の有効な利活用を図ります。

施策の体系

施策	主要な事業
住みやすい住環境の提供	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住生活基本計画の策定 ▶ 公営住宅整備事業 ▶ 住宅改修支援事業 ▶ アスベスト除去支援事業
雪への対処機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 克雪住宅推進事業 ▶ スノートピア道路事業（流雪溝整備）【再掲】
空き家バンクの整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 空き家の利活用体制の構築

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P128に掲載

現状と課題

人口減少による上下水道の使用人口の減少や節水機器の普及により上下水道料金等の収入が減少しています。一方、施設の老朽化が進み、修繕や更新が必要となっており、今後、上下水道事業の収支の悪化が懸念されています。

また、平成 23 年 7 月に発生した新潟・福島豪雨災害による畔地浄水場の浄水機能低下に伴って大規模な断水が発生したことを受け、地下水等の緊急水源の確保が必要となっています。また、施設の規模が給水人口に対して過大である現状を踏まえ、浄水場の縮小等、規模の見直しを進め、市民の負担を軽減する取組が求められています。

下水道は整備事業が終了し、今後は維持管理が主体となります。処理場や管渠の老朽化を見据えた適正な修繕や計画的な更新を行い、施設の長寿命化を図っていく必要があります。

また、農業集落排水施設等の統廃合により効率的な汚水処理を進めるとともに、公営企業会計への移行による経営状況の明確な把握と経営基盤の強化が課題となっています。

施策の基本方針

- 人口減少を見据えた、効率の良い上下水道施設を目指し、施設の縮小や統合による経費の削減を図ります。
- 豪雨や地震等の災害発生時にも安定した給水や汚水処理を継続するための施設整備や更新を計画的に行い、衛生的で快適な生活環境の維持と、公共用水域の水質の保全を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
上水道有収率*の向上	77.9%	81.5%	85.0%	実績に基づき算定
配水管の耐震化率の向上	5.0%	10.0%	15.0%	実績に基づき算定
下水道水洗化率の向上	86.0%	90.0%	93.0%	実績に基づき算定

* 上水道有収率：給水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。

施策の概要

◆安定した持続可能な水道事業の推進

財政、危機管理、環境保全等の各視点から現状と将来の見通しを総合的に分析し、安定した持続可能な水道事業のための実施計画を策定するとともに、健全で効率的な事業の運営を推進します。

◆豊かな水環境をはぐくむ污水处理の推進

既存施設の長寿命化対策による適正な維持管理を推進し、性能の維持を図ります。また、災害時における污水处理機能維持対策を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業
安定した持続可能な水道事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水道施設の計画的な更新・再構築 ▶ 老朽管の更新 ▶ 緊急水源の確保 ▶ 民間活力の導入
豊かな水環境をはぐくむ污水处理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共下水道事業 ▶ 污水处理体系の整備再編 ▶ 浄化槽市町村整備推進事業

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P129に掲載



■ 下水道管渠敷設工事



■ 清水配水池

第 5 章

産業振興

豊かな自然を活かし、
自然や人にやさしく力強い産業のまち

5-1 農業の振興

5-2 林業の振興

5-3 観光の振興

5-4 商工業の振興

5-5 雇用の促進

現状と課題

安定した農業経営と、農業所得の増加のために、経営農地面積 7ha 以上の稲作農家数増加に取り組むとともに、農地の集積化を推進していますが、より安定した経営基盤と農業所得を確保するためには、さらなる農地の集積化や経営の複合化・多角化が必要です。

農家数や農業就業者数の減少と高齢化が急速に進行する中、今後の農業情勢の変化に対応するためには、南魚沼産コシヒカリや園芸作物などの特産品の品質の維持・向上を図るとともに、他の産地に負けない競争力をつけ、販路を拡大することが重要です。

また、循環型社会に根ざした環境保全型農業の推進や、食の安全の確保が求められています。

施策の基本方針

- 南魚沼産コシヒカリを農業振興の中心として、農業基盤の整備、農地の集積化と生産組織化・法人化を推進するとともに、次代の農業を担う人材の育成を図ります。
- 関係団体等と協働し、南魚沼産コシヒカリや園芸作物などの特産品について、地域特性を活かした開発や販売促進に取り組むとともに、6次産業化*1への支援により経営の複合化・多角化を目指します。
- 地域特性を活かした個性ある農畜産物や水産物の生産などを支援し、バランスのとれた農業・畜産業・水産業の振興を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
経営農地面積 7ha 以上の稲作農家（高度担い手農家）数の増加	108 戸	128 戸	148 戸	農地基本台帳の 3 月末経営農地面積で把握

施策の概要

◆農地集積化の推進

人・農地プラン（地域農業マスタープラン）*2を活用し、農地中間管理事業*3による農地の集積化を推進します。

◆特産品の販売促進と6次産業化の支援

ブランド力のある特産品の販路拡大と、6次産業化による商品開発や販路開拓に取り組みます。

◆畜産業と水産業の支援

地域特性を活かした特色ある畜産業、水産業の振興を支援します。

◆農業基盤の整備

農業の基盤となる農地や農道、農業用排水施設の整備を推進し、作業の効率化による収益性の向上を促します。また、農業・農村が持つ多面的機能*4の維持を支援します。

◆農業の担い手育成支援

次代の農業を担う人材育成を支援し、農業者人口の減少と高齢化への対応を図ります。

◆環境保全型農業の推進

有機資源の堆肥化とその活用を図り、循環型社会に根ざした環境保全型農業を推進します。

◆食の安全の推進

生産者と消費者による「食」に関する情報共有、相互理解の充実を図り、安全・安心な農産物を消費者に届ける体制づくりを推進します。

◆鳥獣被害防止対策の推進

農産物に対する鳥獣被害対策を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業
農地集積化の推進	▶ 人・農地プラン推進事業・農地中間管理事業
特産品の販売促進と6次産業化の支援	▶ 特産品の販売促進 ▶ 6次産業化の支援
畜産業と水産業の支援	▶ 畜産業の支援 ▶ 水産業の支援
農業基盤の整備	▶ 経営体育成基盤整備事業 ▶ 農村地域防災減災事業 ▶ 用排水基盤の整備 ▶ 多面的機能支払交付金事業
農業の担い手育成支援	▶ 農業振興対策補助事業
環境保全型農業の推進	▶ 環境保全型農業直接支援対策事業
食の安全の推進	▶ 農業振興対策補助事業
鳥獣被害防止対策の推進	▶ 鳥獣被害防止総合対策事業

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P130に掲載

- *1 6次産業化：農業や水産業などの第1次産業が食品加工（第2次産業）・流通販売（第3次産業）にも業務展開している経営形態。
- *2 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）：持続可能な力強い農業を実現するための基本となる、人と農地の問題の一体的な解決を図るためのプラン。
- *3 農地中間管理事業：農家の意向にそった農地の貸し借りを進め、農地の集約化を図る事業。
- *4 農業・農村が持つ多面的機能：農業・農村が本来の生産活動としての機能以外に持つ、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的な機能。



■ 稲刈り風景



■ 南魚沼市広域有機センター



■ 八色スイカ畑



■ 農産物直売所（つるりん市場）



■ 多面的機能支払交付金事業（水路補修）



■ 電気柵設置

現状と課題

本市の林野面積は約 44,232ha（平成 27 年 1 月公表 新潟県地域森林計画書）で、市域面積の約 76%を占めています。森林は木材等の林産物を生産するだけでなく、水源涵養、生物多様性の確保、地球温暖化防止、山地災害防止などの多面的機能を持ち、市民生活に安全と安心、潤いや豊かさを提供しています。

しかし、木材価格の下落や後継者不足、林家の意欲低下などにより、林業の生産活動は低迷しており、継続的に管理すべき人工林の荒廃、森林の持つ多面的機能の喪失が懸念されています。このようなことを受け、森林資源の活用推進につながる市独自の支援制度の創設、林道や治山施設の整備など、林業や山地の保全のための基盤整備に取り組んでいます。

近年では、切り捨てられたままの間伐材が多くあることや、戦後に造成された人工林が利用期を迎えつつあることなどから、“育てる林業から利用する林業へ”の移行による森林資源の有効活用と災害に強い山の環境づくりが強く求められています。

施策の基本方針

- 森林の整備・維持の基本となる機能区分を地区ごとに定め、将来の森林のあるべき姿を示し、地域、民間、行政の連携を進めます。
- 森林組合等と連携し、木材生産地となる適地の選定を進め、除間伐などの森林整備を継続的に進めることや、新たな視点での複層林化や針広混交林化*への誘導を検討し、森林の適正な保全管理を推進します。さらに作業の効率化につながる林道整備や下流域の安全確保につながる治山事業を推進します。
- 先人達より受け継いだ森林内に眠る資源の有効活用を図るため、“林のまわる仕組みづくり”を目指し、良質材から低質材まですべて使い切れるよう、具体的な利用方法の検討を進めるとともに、新たな雇用創出へ発展するよう研究を進めます。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
間伐材の利用量の増加	247t	300t	400t	森林組合の「素伐材生産量調査」で把握
地元産木材の利用量の増加	1,018m ³	3,000 m ³	4,000 m ³	「木材需給動向調査」で把握

施策の概要

◆森林資源の活用と林業基盤の整備

間伐材の有効利用と地元産木材の利用促進による森林資源の有効活用への支援を推進するとともに、需要拡大のための既存施策の検証や新たな具体的利用可能性を研究します。

◆林地の保全と機能誘導

災害に強い森林環境の保全のために必要な整備を森林組合等と連携して行うとともに、将来のあるべき森林機能を確保するために適正なレベルの保育事業への取組について検討を進めます。

◆治山事業の推進

地すべり、土砂崩れ、土石流などの山地災害を防止する治山事業を推進し、林地の保全と市民生活の安全・安心の確保を図ります。

施策の体系

施策	主要な事業
森林資源の活用と林業基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 森林資源活用事業 ▶ 林道整備事業
林地の保全と機能誘導	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民有林保育事業 ▶ 分収造林事業
治山事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地すべり防止事業 ▶ 県営・市営治山事業

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P131に掲載



■ 林道整備



■ 県営治山事業（長崎地内）

* 複層林・針広混交林：複層林は、樹齢や樹高の異なる樹木で構成され、樹冠の部分が何層にも分かれている森林。針広混交林は、広葉樹と針葉樹とが混生する森林。

現状と課題

本市の観光の特徴は、冬季スキー観光にあり、全観光入込客数の約 3 割がスキー観光によるものとなっています。しかし、観光客のニーズの多様化や意識の変化により、スキー観光の入込客数はピーク時の 3 分の 1 に減少しています。今後は、地域資源を有効に活用し、再び訪れてみたいくなるような魅力的な観光地づくりと継続的な観光振興を図る必要があります。

第 1 次総合計画では観光誘客数を 360 万人にすることを目標に、四季観光の振興に取り組み、道の駅「南魚沼」、「魚沼の里」などの新しい施設の産業観光、牧之通りなどの魅力を効果的に発信しながら誘客宣伝したことにより、平成 26 年度は 401 万人の観光客が訪れました。

しかし、人口減少により日本人の国内旅行者数は減少しており、今後も減少することが予想されるため、インバウンド観光*1を推進し、海外へ向けて地域の魅力を効果的に発信するとともに、観光案内総合窓口の強化や案内標識の整備に加え、宿泊施設・観光施設における外国人観光客の受け入れ態勢を強化する必要があります。

施策の基本方針

- 産業振興ビジョンに基づき、「自然」「文化」「歴史」「温泉」「食」などを融合して活用することにより、観光客の多様なニーズに対応し、四季それぞれの魅力を活かした観光振興を推進します。
- 物語性を付加した情報発信により、イメージアップを図るとともに「南魚沼」のブランド化につなげます。
- 雪国観光圏*2地域と連携し、地域資源の発掘・開発を進めるとともに、圏域に散在する観光資源を結びつけ、広域的視野に立った観光振興を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
観光入込客数の増加	4,013,207 人	4,200,000 人	4,200,000 人	南魚沼市観光動態調査で把握
道の駅「南魚沼」入込客数の増加	404,329 人	515,000 人	520,000 人	南魚沼市観光動態調査で把握

*1 インバウンド観光：訪日外国人による観光。

*2 雪国観光圏：魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、群馬県みなかみ町、長野県栄村の 7 市町村で構成。

*3 地域ブランディング：地域ブランドを構築すること。

*4 グリーン・ツーリズム：農山漁村地域において地域の人々と自然、文化との交流を楽しむ滞在型の観光行動。

施策の概要

◆地域資源を活かした四季観光の推進

自然・文化・歴史・温泉などの資源を活用し、物語性を付加した観光情報を発信することで地域ブランディング*3を促進し、四季観光の振興施策を推進します。

◆国際観光の推進

国際大学や観光協会と連携し、外国人観光客の受け入れ体制や情報発信の強化を図ります。また、雪国観光圏地域と連携し、広域観光を推進します。

◆道の駅「南魚沼」の有効活用

道の駅「南魚沼」を、観光情報・地域情報の発信拠点として機能強化し、観光客の利便性の向上を図ります。また、憩いの広場・休憩交流棟を市民が集まる場として活用し、観光客との交流を通じた地域活性化を図ります。

◆ニュー・ツーリズムの推進

グリーン・ツーリズム*4をはじめ、コンテンツ・ツーリズム*5、スノー・ツーリズム、スポーツ・ツーリズム、インフラ・ツーリズム*6など新たな体験型・交流型の要素を地域資源に取り入れ、観光客の多様な需要に対応した誘客戦略を推進します。

◆食によるまちおこしの推進

南魚沼産コシヒカリに代表される「食」に着目し、各種事業者や市民団体と連携したまちおこしの取組を推進し、地域振興と誘客を図ります。

施策の体系

施策	主要な事業
地域資源を活かした四季観光の推進	▶ 地域資源の活用
国際観光の推進	▶ 国際観光の推進 ▶ 広域観光の推進
道の駅「南魚沼」の有効活用	▶ 情報発信の強化 ▶ 地域の活性化のための活用 ▶ 特産品の開発・販売体制の構築
ニュー・ツーリズムの推進	▶ ニュー・ツーリズムの推進
食によるまちおこしの推進	▶ 食によるまちおこしの推進

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P132に掲載

*5 コンテンツ・ツーリズム：地域に関わるコンテンツ（映画、テレビドラマ、小説、マンガ、ゲームなど）などを活用して、その「物語性」や「イメージ性」を楽しむ観光行動。

*6 インフラ・ツーリズム：世界に誇るべき土木技術や優れた性能を有する土木構造物など特徴あるインフラ施設を観光資源として楽しむ観光行動。

5-4 商工業の振興

現状と課題

地域の特性を活かした地場産業の振興や企業誘致に加え、平成 23 年度からは、魚沼基幹病院の設置に合わせた企業立地促進法に基づく集積業種を指定し、積極的に企業誘致に努めています。また、平成 25 年度には企業立地促進条例の要件を緩和し、企業の投資への後押しを図っており、これによって 11 社の企業指定を行い、食料品製造関連事業の誘致や各種製造業の工場の増設、それに伴う雇用が創出されました。今後は、地域での起業・創業などへの支援を充実させながら、地域資源や特色を活かした事業や商品開発などの工業振興支援を講じる必要があります。

商業について、郊外型大規模店舗の進出が進み、商店街や中心市街地では、事業者の高齢化や後継者不足による廃業や店舗の閉鎖、取り壊しによる空き地化などが見られるようになってきました。今後は、起業や創業の場としての空き店舗の活用、後継者の発掘と人材の育成、図書館等の地域資源と有機的に連動した商店街の活性化に取り組み、賑わいのある中心市街地を再生することが求められます。

施策の基本方針

- 少子高齢化が進む中、外部から労働力や資本の獲得を図りながら、起業や創業支援を充実させ、地域経済の発展を推進します。
- 小規模事業者の経営への支援体制の整備を推進するとともに、中心市街地の商業、居住、交流を集積・活性化させるため、地域住民の総意による活性化計画の策定を進め、商業活動・商店街の魅力向上を図ります。
- 既存企業への支援の充実に加えて、新たな分野・産業の創出への取組を積極的に支援します。また、企業誘致などによる計画的な地域産業の振興を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
商工会会員数の維持	1,714 人	現状維持	現状維持	各商工会総代会議案（補助金実績報告書）で把握
認定創業者数の増加	未実施	10 人	10 人	創業支援事業計画の実績報告で把握

施策の概要

◆中心市街地の活性化

来訪者・利用者が利用しやすい環境づくり、空き店舗への出店や起業・創業を支援し、中心市街地の賑わいの創出を図ります。

◆産業の育成支援

産業の経営基盤強化を図るとともに、新分野への進出や新技術の開発に取り組む企業や団体を積極的に支援します。

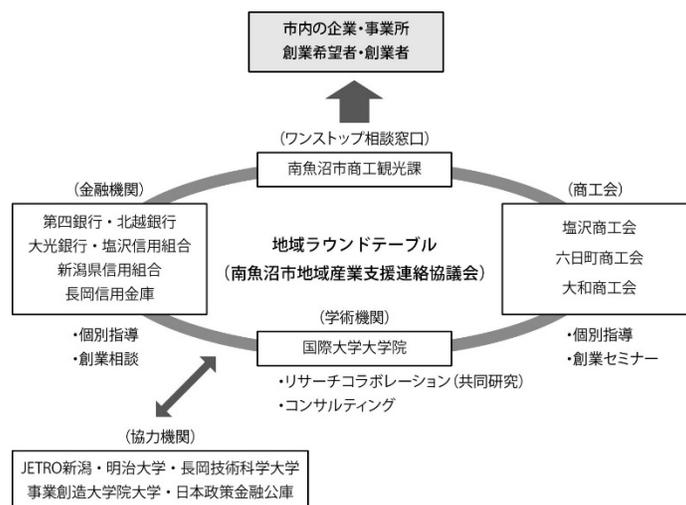
◆地域ラウンドテーブルによる産業支援

産官学金の連携による市内企業の販路拡大や事業拡大、起業・創業の取組を積極的に支援します。

施策の体系

施策	主要な事業
中心市街地の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総合力による中心市街地活性化 ▶ 空き店舗、空き地対策
産業の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業支援制度の充実 ▶ 企業経営基盤の支援 ▶ 6次産業創出の支援
地域ラウンドテーブルによる産業支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ニュー・ビジネス創出支援事業 ▶ 地域経済イノベーションサイクルの構築

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P133に掲載



■地域ラウンドテーブル概要図

現状と課題

産業構造や雇用環境の変化、働き方の多様化に対応するため、職業訓練共同施設を中心に、時代が求める人材の育成を進めており、その結果、平成 26 年度には 504 人が訓練を受講し、技術・技能の向上が図られました。また、企業立地奨励金の交付対象者数は目標を上回り、新規の常用雇用の促進が図られました。さらに女性の受講を支援するための託児サービスや、企業の人材育成を支援するための研修費補助制度などを設け、より受講しやすい環境整備を推進しています。

しかし、本市の人口推移を見ると、全人口に占める生産年齢人口（15 歳から 64 歳）の割合は、平成 22 年度には 60.5%でしたが、人口減少の進行にともない、今後は減少すると予想され、地域における雇用者人口の確保が大きな課題となっています。

今後は地域経済を担う雇用者人口の確保に加え、雇用される側の希望職種や高学歴化に対応した雇用の場を確保する必要があります。

施策の基本方針

- 職業訓練共同施設と連携して、労働者の技術・技能の向上を図るとともに、より多くの求職者が希望する就業ができるよう、雇用の創出を目指します。
- 若者や UIJ ターン就職希望者それぞれの意向と能力を踏まえた的確な職業紹介と、職業能力習得の必要性についての広報や機会の確保などの支援を推進し、雇用ニーズの不一致や不適合の解消を図ります。
- 次代を担う若者や外部からの就職希望者が安心して働き続けられる雇用の場の確保と、雇用される側の希望に合った業種・業態の企業の立地、集積を目指します。
- 若者や女性の技術・技能の向上を図り、就職を支援します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
雇用促進奨励金の対象従業員数の維持	73 人	70 人	30 人	雇用促進奨励金の交付申請で把握
職業訓練共同施設の「在職者・求職者訓練」受講者数の維持	504 人	500 人	450 人	職業訓練法人南魚沼職業能力開発運営協会業務報告で該当する受講者数で把握
昼夜間人口比率*の増加	99.6% (H22)	100.0%	100.5%	国勢調査（5 年ごとに実施）で把握

施策の概要

◆職業能力の向上と雇用の場の確保

職業訓練共同施設と連携して、労働者の技術・技能を高め、産業を支える人材育成の支援を推進するとともに、雇用の場の安定的な確保を目指します。

◆若い世代のUIJターン就職希望者支援

UIJターンや若者の就職支援を積極的に推進し、継続的な地域経済の活性化を図ります。また、雇用の場の確保と魅力の向上を目指します。

◆若者・女性への就職支援

若者や女性の職業訓練による技術・技能の習得・向上を図り、就職と職場への定着を支援します。

施策の体系

施策	主要な事業
職業能力の向上と雇用の場の確保	<ul style="list-style-type: none">▶ 職業訓練共同施設活性化事業▶ 雇用の場の安定確保▶ 雇用の情報提供と市民意識の把握
若い世代のUIJターン就職希望者支援	<ul style="list-style-type: none">▶ UIJターン就職希望者支援▶ 働く魅力の向上
若者・女性への就職支援	<ul style="list-style-type: none">▶ 若者就職支援事業▶ 女性就職支援事業

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P134に掲載

* 昼夜間人口比率：常住人口（夜間人口）100人当たりの昼間人口。100以下の場合には昼間人口が夜間人口より少ない状態。

第 6 章

行財政改革・市民参画

世界にひらく市民が誇りをもてるまち

- 6-1 行財政運営の効率化
- 6-2 協働のまちづくり
- 6-3 災害に強い安全と安心のまちづくり
- 6-4 情報化の推進
- 6-5 交流の推進と国際化
- 6-6 共感と共生のまちづくり
- 6-7 総合的な人口減少対策の推進

現状と課題

合併以降、「新市まちづくり計画」に基づく施設建設やインフラ資本の整備を着実に進め、多様化する市民ニーズに的確に対応しながら、合併特例債などを有効活用した事業実施により、新しい南魚沼市のまちづくりを推進しています。

また、「財政健全化計画」及び「定員適正化計画」を定め、組織機構の改革や民間活力の導入など行財政改革を強く推進し、これによって、市民への影響を最小限にとどめながら、財政状況の改善が図られ、市職員数は平成 17 年度の 1,072 人から平成 26 年度には 127 人減少し 945 人となりました。

今後、公共施設や社会基盤の老朽化が進み、維持管理経費や改修費が増大することが見込まれる中、人口減少の進行にともない、市の財源確保が難しくなることが懸念されます。さらに、合併による特例措置が終了することに加え、これまでの積極的な投資的事業の実施による起債償還額の増加が財政を圧迫し、財政運営を硬直化させることが危惧されています。

このため、現在の市民サービスの水準を維持するためには、行政改革大綱による行財政改革を計画的に進め、投資的経費を縮減しながら、持続的な行財政基盤の構築を目指していく必要があります。

施策の基本方針

- 社会情勢の変化により生じる新たな課題や人口減少の進行、公共施設の老朽化などの山積する諸課題に対し、多くの行政需要が見込まれますが、引き続き行政改革大綱に基づく行財政改革によって一層の行政事務の効率化・高度化と行政の質向上を図り、地方分権の推進体制を確立します。
- 限られた財源を有効活用するにあたって、市民への分かりやすい情報提供と、合意形成を図りながら、計画的な行財政運営を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
財政健全化指標の適正化 (実質公債費比率*1)	16.3%	18.0%以内	18.0%以内	財政健全化法により算出
財政健全化指標の適正化 (将来負担比率*2)	155.0%	現状維持	現状維持	財政健全化法により算出

施策の概要

◆効率的・効果的な行財政運営

行政改革大綱による行財政改革を推進し、時代に合った行政システムの構築と事務、組織運営、公共施設管理の効率化を推進します。また、社会情勢や市民ニーズの把握に努めるとともに、必要に応じて財政計画の見直しを図り、行政需要の変動に弾力的に対応しながら、将来世代に過負担を強いることのない、健全な財政基盤の構築を目指します。

◆行政評価の活用

行政運営とその実施状況を明確に評価し、事業の計画的かつ効率的な進捗を図るとともに、その情報提供に努め、より分かりやすい行政運営を目指します。

◆職員の資質向上

各分野における職員の経験、知識、情報の共有や、専門的かつ実践的な研修の実施により、企画力・政策形成能力の向上等、「地方の時代」にふさわしい職員の育成と組織の活性化を図ります。

◆民間活力との協働

民間企業や NPO・ボランティアなどの市民団体との連携を推進し、指定管理者制度の活用や民間委託、民営化など、民間活力の積極的な導入を図り、施設やシステムの効率的・効果的運営を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業
効率的・効果的な行財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政改革大綱の推進 ▶ 公共施設の効率化対策と機能整備
行政評価の活用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総合計画の推進と進行管理 ▶ 行政評価の実施
職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人事評価システムの推進 ▶ 職員の資質向上
民間活力との協働	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間委託、公設民営移行の推進

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P135に掲載

- *1 財政健全化指標（実質公債比費率）：平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、平成 19 年度から、自治体の財政をチェックする健全化判断比率の 4 指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の整備と情報開示が義務づけられました。このうち、実質公債比率とは、標準収入に対する借金返済額の割合の比率のこと。一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を表します。
- *2 財政健全化指標（将来負担比率）：借金返済額など現在抱えている負債の大きさを、その自治体の財政規模に対する割合で表したものの。

6-2 協働のまちづくり

現状と課題

まちづくりの推進には、行政だけでなく、地域住民をはじめ企業や団体などの協働が必要であり、それぞれが「自分たちのまちは自分たちでつくる」という強い自治意識を持つことが重要です。

本市では12地区において地域づくり協議会を組織し、地区センターを拠点施設として整備しながら、地域コミュニティ活性化事業を推進しています。しかし、各地域では人口減少と少子高齢化が進行しており、ライフスタイルの多様化や社会情勢の変化と併せ、地域社会の結び付きが希薄化し、地域活動の維持が困難になりつつあります。

人口減少の進行にともなう各地域の課題を克服するためには、地区センターの活動拠点としての機能を強化するとともに、世代を超えた自治意識の高揚、伝統や文化の継承とコミュニティ活動の活性化を図ることで、地域への誇りや愛着をはぐくむことが必要です。また、地域の特性を活かしたコミュニティ活動を支援し、人材を育成するとともに、その取組を広く周知し、課題の克服に向けた目的意識を市民と行政が共有しながら、協働のまちづくりを推進する必要があります。

施策の基本方針

- まちづくりを積極的に推進する市民主体の活動を支援し、市民と行政が課題について認識を共有するとともに、協働で取組む体制づくりを推進します。
- 自治組織をはじめとする地域コミュニティの活性化、地域で主導的役割を担うNPOやボランティア組織などへの活動支援を行い、地域住民の主体的活動を促進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
市政懇談会への参加者数の増加	457人	500人	600人	各会場の参加者実数で把握
地域づくり協議会への地域活性化支援事業交付金年額の増加	3,810万円	4,300万円	4,300万円	各年当初予算額

施策の概要

◆市民と行政の協働によるまちづくりのための体制確保

市民の意見や主体的活動をまちづくりに反映できるシステムを整備し、市民のまちづくりへの意識を高めるとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを進める体制づくりを推進します。

◆市民が自ら考え実践する地域づくり活動の充実

地区センターを拠点とした地域づくり協議会の活動を担う人材の育成と、中間支援組織の育成及び自立を支援することにより、持続可能な地域完結型社会の形成を目指します。

◆市民による幅広いボランティア活動の推進

市民のだれもが、「できる」「やりたい」ボランティア活動を、探す・調べる・選ぶ・参加する仕組みを構築します。

施策の体系

施策	主要な事業
市民と行政の協働によるまちづくりのための体制確保	▶ 市民の声が活かされるシステムづくり事業
市民が自ら考え実践する地域づくり活動の充実	▶ 地域コミュニティ活性化事業
市民による幅広いボランティア活動の推進	▶ 地域に根ざしたボランティア活動の支援

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P136に掲載



■地域づくり協議会 12 地区合同研修会



■市政懇談会（藪神地区）

現状と課題

市内各所に大きな被害をもたらし、地域経済への多大な損失と、市民の安全な暮らしを脅した中越大震災や新潟・福島豪雨災害を契機として、災害への関心や、災害に強いまちづくりへの機運が高まり、地域の自主防災組織や緊急避難体制の強化、避難情報等伝達手段の整備を進めてきました。今後も、災害発生時の即応体制の強化など、自助・共助・公助の各分野において体制を確立し、互いに連携しながら災害に備える必要があります。

また、東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、関係機関との連絡体制の強化と市民への適切な情報提供、原子力災害の特殊性についての理解促進を図る必要があります。

近年、犯罪が複雑・凶悪化し、子どもや高齢者を狙った悪質な犯罪が社会問題となっています。地域における防犯体制の強化と市民一人ひとりの意識の向上を図り、犯罪に遭わない安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

施策の基本方針

- 災害時の避難場所の整備や機能強化、公園などのオープンスペースの確保を図るとともに、安全な避難経路についての情報共有の仕組みづくりを推進します。
- 市民の生命と財産を災害・犯罪から守ることを最優先しながら、災害発生時の被害軽減と未然防止のための体制強化を図ります。
- 災害時の対応知識や避難場所、危険箇所等の周知に努め、市民一人ひとりの防災意識の高揚と地域防災力の向上を目指します。
- 救急救命士の養成強化に加え、市民へ応急手当の方法を普及促進し、救急車到着前からの効果的な応急手当による傷病者の救命率・社会復帰率の向上を目指します。
- 住宅用火災警報器の設置を促進し、火災の早期発見と被害の軽減を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
救急講習受講者数の増加	3,661 人/年	H27~31 年度の累計 20,000 人	H27~36 年度の累計 45,000 人	年報統計資料による実数で把握
防災情報メール登録者数割合の増加	8% (4,585 人)	15% (8,900 人)	20% (11,800 人)	防災情報メールの登録者数で把握

施策の概要

◆防災体制の強化

緊急時の対応や危険箇所の周知など、地域ぐるみの取組体制を強化し、地域防災力の向上を図ります。また、防災情報メール、コミュニティ FM の活用を推進し、緊急時の情報伝達体制の強化、特に要配慮者への情報伝達の迅速化を図ります。

◆防犯、消防・救急体制の強化

地域ぐるみの防犯体制づくりを支援し、安全・安心なまちづくりを推進します。また、応急手当に関する知識と方法の普及により、傷病者の救命率・社会復帰率の向上を目指します。さらに、市民の防火意識の高揚を図るとともに、消防団員の活動時の安全性向上と円滑化を図ります。

◆避難所等の整備推進

避難施設等の耐震化を図り、避難所としての指定を推進します。また、耐震防火水槽やヘリポートの整備を推進し、災害発生時の火災や救助への対応力強化を図ります。

◆砂防施設整備の促進

砂防施設整備を促進し、安全な生活の維持と国土の保全を図るとともに、防災マップ等による地域の災害発生リスクに関する情報の共有と避難経路等の周知を図ります。

◆水害防止施設整備の促進

環境に配慮した河川整備を促進し、河川の氾濫による水害を防止するとともに、市民生活の安全確保を図ります。また、水防倉庫の整備や消防団の技術向上により、災害発生時の即応力の強化を図ります。

施策の体系

施策	主要な事業
防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域防災計画の推進 ▶ 情報伝達手段の整備・拡充
防犯、消防・救急体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域防犯体制の支援 ▶ 応急手当の普及啓発 ▶ 消防団装備の充実 ▶ 消防車両及び施設の整備 ▶ 住宅防火対策の推進
避難所等の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難所等の整備推進事業
砂防施設整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 砂防事業 ▶ 急傾斜地崩壊危険箇所整備事業 ▶ 雪崩危険箇所整備事業
水害防止施設整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 河川整備事業

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P137に掲載

6-4 情報化の推進

現状と課題

合併以来取り組んできた高速インターネット接続環境の整備が平成 26 年度に完了し、個人のインターネット使用はもとより、企業においても ICT を活用した情報システムの構築が容易となりました。今後は、この通信インフラの高度利用について、行政サービスへの活用を調査研究していく必要があります。また、行政情報システムについては、セキュリティ面を確保しつつ経費の削減、機能の増強を図る必要があります。

市民が行政情報等を得る手段について、「まちづくりに関するアンケート調査」によると、市報が一番高い割合となっています。しかし、近年、高速化によるインターネット環境の向上やスマートフォンなどのモバイル端末の普及などにより、さまざまな方法で情報取得が可能になっていることから、本市でもモバイル端末で、閲覧可能な「i (アイ) 広報紙」を導入しました。

情報化社会の成熟に伴い、より情報を得やすいウェブサイトの構築と情報発信を進め、情報取得の利便性向上に努める必要があります。

施策の基本方針

- 高速通信の安定した供給を実現するため、周囲の利用状況や開発計画を把握しながら設備の維持増強を図ります。
- 行政情報システムの最新動向と通信環境の調査を行い、システムの更新時期に合わせた最適なシステム調達に努めます。
- パソコン・モバイル端末などの多様な情報端末から情報を探しやすく、利用しやすい市ウェブサイトの構築と情報発信を進めます。
- 市ウェブサイトの補完として、フェイスブックなどからも情報発信を行うとともに、第二の市報として、モバイル端末で閲覧しやすい「i 広報紙」の利用促進を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
市のウェブサイトアクセス数の増加（年間訪問延べ数）	782,868 回	850,000 回	900,000 回	市ウェブサイトのトップページ訪問数で把握
光ファイバー回線加入率の向上	60.45%	65%	65%	NTT 東日本より提供される加入者数で把握

施策の概要

◆高速インターネット網の活用

施設維持の最適化に留意しつつ、日常生活をはじめ、防災・防犯、観光など、さまざまな情報を市民と行政が共有できる低コストで利便性の高いアプリケーションの提供を検討します。

◆行政システムの高度化と市民サービスの向上

5年ごとに更新する行政システムについて、新しい技術を積極的に取り入れたシステムを選定し、セキュリティの確保と経費面を両立させた効率的な導入運用を図ります。

◆「探しやすい」「利用しやすい」ウェブサイトの充実

あらゆる情報端末で利用者がより情報を探しやすく、利用しやすいウェブサイトを目指します。

◆多様化する情報発信ツールの有効利用

フェイスブックやi広報紙など、多様化する情報発信ツールに対応し、充実した情報発信を推進します。また、さまざまな情報伝達手段により、分かりやすい行政情報の提供に努めます。

施策の体系

施策	主要な事業
高速インターネット網の活用	▶ 光ファイバー設備の増強 ▶ 高速インターネット網の利活用促進
行政システムの高度化と市民サービスの向上	▶ 行政システムの高度化と効率化 ▶ 証明書発行業務の機械化
「探しやすい」「利用しやすい」ウェブサイトの充実	▶ 多様な情報端末に対応したウェブサイトの構築
多様化する情報発信ツールの有効利用	▶ 情報発信手段の充実

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P138に掲載

現状と課題

本市では、豊かな自然環境や歴史文化などの地域資源を活かして、地域内外において多彩な交流が推進されています。

合併前からの友好親善都市（千葉県いすみ市、山形県米沢市、埼玉県さいたま市、埼玉県深谷市）や姉妹都市（オーストリア共和国セルデン町、ノルウェー王国リレハンメル市、ニュージーランド国アシュバートン郡）との交流が本市に引き継がれていることに加え、平成 26 年には埼玉県坂戸市及び富山県魚津市と友好親善都市として連携協定を締結しました。各友好親善都市とは行事やイベントに併せた交流や、行政課題、地域資源の情報共有を図るなど連携を深めています。

しかし、市民交流団体などでは構成メンバーの高齢化や事業の衰退が始まっており、今後、国際社会にひらかれたまちづくりを推進するためには、より幅広い世代の市民が民間交流に関わり、異なる文化に関心を持ち、国際理解を深め、コミュニケーション能力を向上させることが重要です。

施策の基本方針

- 幅広い世代の相互交流による地域コミュニティの活性化を促進するとともに、市民主体の交流活動を支援します。
- 高速交通網や情報通信網を活用した近隣自治体との連携、国内の友好都市など他地域との交流・連携を推進します。
- 市民による地域コミュニティ活動をはじめとして、地域間交流や国際交流を積極的に支援し、人と人との交流を通して誇りや魅力が感じられる住みやすいまちづくりを推進します。
- 姉妹都市や国際大学との交流・連携により、国際協力や国際知識、コミュニケーション能力を高める国際理解教育を推進し、グローバル社会に対応した人材の育成を図ります。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
近隣自治体からの「南魚スポーツパラダイス」への参加者数の増加	69 人	100 人	150 人	南魚スポーツパラダイス参加状況（年度末集計）で把握
国際理解教育活動事業への参加者数の増加	124 人	140 人	150 人	インターナショナル・ビレッジ、イングリッシュ・ビレッジ、中学生海外派遣者延べ数で把握

施策の概要

◆地域間交流の支援

地域づくり協議会相互の交流機会の拡大と連携強化により、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

◆広域連携の推進

近隣自治体との連携強化を図り、相互補完型の住みやすいまちづくりを推進します。

◆都市間連携の推進

国内の友好親善都市と情報を共有し、相互理解を深める交流をさらに推進するとともに、市民による交流活動を支援します。

◆国際化の推進

海外の姉妹都市との交流や市民主体の国際交流団体、国際大学等との連携により、市民の国際感覚やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、国際社会にひらかれたまちづくりを推進します。

◆次代を担う子ども達の国際理解教育の推進

小学校の「国際科」授業や、インターナショナル・ビレッジ、中学生の海外派遣等を継続し、さまざまな体験活動を通して、グローバル社会に対応できる国際感覚を身につけた子ども達を育成します。

施策の体系

施策	主要な事業
地域間交流の支援	▶ 地域コミュニティ活性化事業【再掲】
広域連携の推進	▶ 近隣自治体との連携推進事業
都市間連携の推進	▶ 都市間連携推進事業
国際化の推進	▶ 国際交流推進事業
次代を担う子ども達の国際理解教育の推進	▶ 成長や興味に応じた国際理解教育

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P139に掲載

現状と課題

市民一人ひとりが互いの人権を尊重することの重要性を認識し、人権に関する正しい理解と行動を促すために、さまざまな機会において人権についての教育や啓発に取り組んでいます。しかし、「人権問題に関する市民意識調査」（平成 25 年）によると、障がい者、女性、子ども、高齢者など比較的身近な人権問題への関心が高い一方で、外国籍の人々、同和問題などの人権問題については関心が低く、関心や認知、理解の状況に偏りがあるため、継続的な教育や啓発を実施する必要があります。また、インターネットの匿名性を悪用した深刻な人権侵害も発生しており、多様な対策が求められるようになっていきます。

現代の複雑かつ急激な社会環境の変化に柔軟に対応し、将来へ夢と希望をつなぐ活力あるまちをつくりあげるためには、男女共同参画の推進が必要不可欠です。しかし、男女平等や多様な個性を尊重する考え方が広まる一方で、未だに意識や社会習慣の中に男女の役割に対する固定観念が根強く残っている状況があります。

家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場で、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた継続的な取組が求められています。

施策の基本方針

- 子どもから大人までだれもが互いの人権を尊重し、人権に関する正しい理解と行動を身につけることで、あらゆる差別や偏見を許さない人権尊重のまちづくりを目指します。
- 性別による固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、それぞれの個性と能力を発揮し、認め合い、共に責任を分かち合い、仕事、家庭、地域社会のバランスのとれた暮らしができる男女共同参画社会の実現を目指します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
市の審議会・委員会等の女性登用率の向上	22.9%	30%	35%	審議会や委員会委員における女性委員の人数で把握
行政区における区長・執行部役員の女性割合の増加	3% (H27)	5%	7%	行政区長報告用紙で把握

施策の概要

◆人権尊重のまちづくりの推進

市民一人ひとりが互いの人権を尊重する考えを持ち、行動できる社会の実現を目指し、さまざまな場面や機会において人権教育・啓発を積極的に推進します。また、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、講演会、研修会や広報紙の活用、パンフレット等を通じた啓発活動に取り組みます。併せて、関係機関相互の連携を強化しながら、人権問題に関するさまざまな相談に迅速かつ的確に対応できる体制を整備します。

◆男女共同のまちづくりの推進

事業所や市民団体への情報提供を図るとともに、連携した活動を展開し、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野において、平等に参画できる環境整備のためのさまざまな啓発活動を実施します。

施策の体系

施策	主要な事業
人権尊重のまちづくりの推進	▶ 人権尊重の推進事業
男女共同のまちづくりの推進	▶ 男女共同参画推進プラン事業

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P140に掲載



■男女共同参画市民会議公開講座

現状と課題

国勢調査における本市の人口は、平成 7 年の 66,118 人以降減少を続け、平成 22 年には 61,624 人となりました。これは昭和 45 年と同程度の人口となります。しかし、昭和 45 年と平成 22 年の人口構成を比較すると、年少人口（15 歳未満）は半減し、生産年齢人口も減少する一方、老年人口（65 歳以上）が大幅に増加しています。この傾向は、団塊世代が老年期を迎える今後ますます顕著になると見込まれます。また、出生数が半減しているため、今後しばらくの間は人口減少と高齢化の進行が避けられません。

将来の人口を展望しながら、子どもを安全・安心に産み育てることができる環境づくりの推進による若い世代の定住と都市圏からの移住、UIJ ターンを促進する施策に取り組むことで、働き手、担い手を確保し、まちの活力を維持し続けながら、人口規模の維持を目指す必要があります。

施策の基本方針

- 出産・子育て・教育など幅広い分野の切れ目のない支援により、出産、子育ての負担感を軽減するとともに、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進め、若い世代の定住促進を図ります。
- 人口の自然増と社会増の好循環を生み出すために、UIJ ターンなどの移住施策を推進するとともに、年齢に関わらず、だれもが心身ともに元気に暮らせる安全・安心なまちづくりを推進します。
- 人口減少の進行に対応する施策について、行政と民間企業、教育機関、金融機関、医療機関、市民団体が連携した総合的な推進体制を構築し、時代に合った一体的な取組を推進します。

施策の達成目標・指標

指標の名称	H26 現在値	H31 目標値	H36 目標値	数値の把握方法
年間の出生人数の増加	451 人	470 人	475 人	県人口移動調査で把握
年間の転出者数と転入者数の差の減少	転出超過 237 人	転出超過 200 人以下	転出超過 100 人以下	県人口移動調査で把握

施策の概要

◆若い世代の交流機会の拡大

市民団体や民間企業、関係機関との連携により、若い世代の出会いや恋愛・婚活を支援する体制づくりを進めます。また、若い世代の出会いの機会や結婚への意識を高めるため、地域の特性を活かした婚活パーティーや出会いに必要なスキルアップ講座を開催します。

◆若い世代の移住・定住の促進

産官学金医労言*の関係機関と連携・協力し、移住者への支援体制を構築します。また、若い世代の定住を促進するため、若者を対象とするワークショップや懇談会を開催し、得られた意見を施策に活かすとともに、地域づくり協議会や市民団体等が行う定住促進事業を支援します。

◆シニア世代の移住の促進

高齢になっても健康に過ごせる生活環境と、必要に応じて継続的な支援や介護が受けられる体制を整備し、東京圏等からの活動的な高齢者（アクティブシニア）の移住を促進します。

施策の体系

施策	主要な事業
若い世代の交流機会の拡大	▶ 出会い・婚活を支援する体制づくり
若い世代の移住・定住の促進	▶ 移住者へのサポート体制構築 ▶ 総合的な定住促進事業
シニア世代の移住の促進	▶ 地域資源を活かした移住促進事業

※ 主要な事業の詳細は「第IV編 資料」P140に掲載

* 産官学金医労言：産業界、行政機関、教育機関、金融機関、医療機関、労働団体、メディア。

